

## 水道決算審査特別委員会会議録

平成15年6月13日午前9時から委員会室で開かれた。

### 1. 出席委員

◎里川 宜志子      ○三木 誓士      飯高 昭二  
小野 隆雄      坂口 徹      浦野 圭司  
森河議長

### 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
上下水道部長	池田 善紀	上 水 道 課 長	水田 美文
同 課 長 補 佐	勝間 基好	同 課 長 補 佐	井上 究
下 水 道 課 長	谷口 裕司	監査事務局書記	佐藤 滋生

### 3. 監査委員

代表監査委員 辰巳 忠次  
監 査 委 員 松田 正

### 4. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆      同 係 長 猪川 恭弘

### 5. 審査事項

別紙の通り

議 長 ( 開会午前9時 )

議 長 おはようございます。

本日、水道決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さんには早朝からご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から、本会議から付託を受けました認定第2号、平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、報告第12号、平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告について、の審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩をいたします。

議 長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長には 里川委員、副委員長には三木委員が互選されましたので、お二人にはよろしくお願いをいたします。

それでは、里川委員には委員長席にお着きをいただきます。

暫時休憩をいたします。

委員長 再開いたします。

皆様のご推挙によりまして、水道決算審査特別委員会委員長を努めさせていただきます。三木副委員長とともに委員会の運営にあたらせていただきますので、皆様のご協力よろしくお願いをいたします。

理事者各位におかれましても的確な説明、答弁をされるよう努められ、スムーズな審査が出来ますようお願いをいたしておきます。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名いたします。

飯高委員、小野委員の両委員を指名いたします。両委員にはよろしくお願いをいたします。

始めに町長の挨拶をお受けします。町長

( 町長あいさつ )

委員長        それでは、本会議から付託を受けました認定第2号、平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、報告第12号、平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

                  議事に入ります前に、監査事務室より水道事業会計決算審査意見書で、一部訂正の申し出がありますので、お受けすることと致します。

                  ( 正誤表にて説明 )

委員長        それでは最初に、辰己代表監査委員さんから決算審査意見書に基づく報告を受けた後、委員皆さん方から意見書に対しておたずねしたいことがありましたらお受けしたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

                  ( 異議なし )

委員長        それではそのように進めてまいります。  
                  まず、最初に辰己代表監査委員から審査結果に基づき、ご報告をお受けします。

代表監査委員    平成14年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見を報告申し上げたいと思います。

                  審査の結果でございますが、皆様のお手元にあろうかと思いますが、事務局を通じまして、すでに提出しております意見書のとおりでございます。若干補足しながらご説明申し上げたいと思います。

                  審査日でございますが、去る5月21日、水道部に応査いたしまして、終日14年度の決算内容につきまして、審査手続きを実施いたしました。応査いたしましたのは、1日だけですが、その後決算資料に基づきまして分析をしたり、意見書をまとめたり、ということに数日か

かっておりますので、審査の期間を5月21日から27日までとしております。

審査手続きでございますが、書いておりますとおりでございます。水道事業会計の14年度決算が公正、妥当な会計基準、そして関係法令に準拠して、適正に処理、また、表示されておるかどうか。水道事業という住民の生活基盤の整備にかかる企業という使命に鑑みまして、経済性を発揮し、運営されたか。あるいは、費用、収益、認識、あるいは資本収支の計算のやり方、そういったものに、利用者の料金負担、財政からの資金助成といったものが適切であるかどうか、といった点も併せて確かめるために、通常の審査手続き並びに必要と認められたその他の審査手続きを実施いたしました。審査の結果は2ページの上を書いてあるとおりでございます。平成14年度斑鳩町水道事業会計決算書類は、経営成績並びに年度末の財政状態を適正に表示していると認めます。

事業の概況でございますが、まず、収支の状況。損益の状況、要するにどんなふうに儲かったのか損したのか、収支が予算どおりに執行されておるかどうか、こういった状況でございます。損益計算につきましては、アの方、収益的収支でございます。後ろの方に損益計算書がついてありますが、損益計算というのは利益があるかどうかを表しておる訳でございますが、収益は若干落ちております。費用が少し増加しております。その結果3,289万円の当期純損失ということになって、その辺につきましては後ほど、補足して申し上げたいと思います。

収支の状況ですが、収益的収支と資本的収支。本来収支の状況は両方、収益的収支も資本的収支も、合わせて収支を見た方が分かり易いんですが、こういうふうに法令あるいは規則で、収益的収支と資本的収支にわけて計算するようになっておりますので、ここでは収益的収支、資本的収支と分かれて、予算対比で示してあります。

収益的収支は3ページの真ん中に書いてありますとおり、予算額に対しまして、約1,800万円到達してないということで、収入率9

7. 9%となっております。費用の方は、予算に対しまして、4, 380万円程、不用額がでたということで、結果的に予算に比べますと約2, 500万円収支がバランスしているということになりますが、まあバランスに近いというふうになっています。赤字が少なくてすんだということになります。損益計算書は消費税込みになっておりますので、若干数字が膨らんでおります。資本的収支ですが、こちらの方も予算より4ページでございますが、収入、支出とも、予算より少なくなっています。設備の改良費が安く抑えられたという結果、それだけの資本収支が少なくてすんだというふうに結果的にしておる訳でございます。

設備の状況でございますが、書いてありますとおりでございます、第1浄水場の整備工事が完了いたしまして、すでに稼動いたしております。その他、老朽管の更新、公共下水道築造工事に伴う配水管の新設、移設、そういったものが行われて、給水能力の維持、向上に図られております。

業務の執行状況でございますが、給水戸数は毎年増加しておりますが、総給水量はやはり年々下がってきております。県水比率は1.2%減少しております。有収率は前期よりさらに0.7%改善されております。効率的運営に努力されております。県水比率でございますが、低くなればなるほど、収支の状況、赤字が少なくなるということでございます。しかし、なかなか県との関係があるように、一挙にそういうふうにするということは、難しいことのようにあります。有収率の方は引き続き、維持されるように努めていかれることが必要かと思えます。

4番経営成績でございます。損益計算、先ほど言ったように、どれだけ儲かったか、損したかということですが、給水収入が減りまして、費用は増加しておりますが、書いてありますように、費用の方でございますが、資産減耗費。資産減耗費というのが、7, 230、何万というのが、上がっております。要するに第1浄水場関係の新設に伴いまして、旧設備の除却、要するに廃棄でございます。そういった臨時

の損失が出ていったということで、それだけ費用が増えておるが、一般的に通常の廃棄処理でいきますと、こういうのは一般の負担費用から外しまして、期間内特別の損失だということにする訳なんです、公営企業法については、営業費用に入れるということなので、それだけ費用が上がるということですが、それを除きますと、相当経費の方が圧縮されてきております。体質が改善されてきているという、収益がそう伸びなくても、何とか維持できるというふうになってきているのではないかとと思われる。

財政状況でございますが、資金の調達、資金の源泉とそれがどのように運営されているか、比較貸借対照表を見てもらいますと、あるいは期末決算表を見てもらいますと、資本の部でございますが、利益剰余金のところが、前年1億7,665万8千円という、下から4行目。前年は1億7,665万8千円という利益、要するに過去の損益の内部留保、それが残っておったというのが、今年は623万3千円のマイナスということで、剰余金ではなく、累積欠損金ということになっておりますが、これだけを見ますと、水道事業というのは儲からなくて、赤字を累積していると、一見しますと感じるわけですが、実際は去年の減債積立金という利益の中から、内部留保から自己資本金の方に振り替えております。去年、2億9千なしがしの自己資本金が、今年6億なんぼになっています。1億5000万は利益を資本に振り替えて、資本収支が不足すると補填するという風になっておるようでありますので、止むを得ない。実際の一般会計から出しております出資金は、6億963万から1億5千円を引いた金額が、本当の財政から出した出資金というふうになっております。

借入資本が少し増えております。これは借入金1億6,380万、返済が1億3,600万、差し引き2,700万ほどが、借入資本金になっているということです。これはレートの高い企業債を低いものに借り替えまして、5,180万だけは、その分借入金と償還、両建てになっている訳でございます。

資金繰りの状況でございます。営業でどのくらいの資金があるか、

設備投資、設備の改良、出資、あるいは公営企業ではないんですが、いろんな投資活動をする。通常、営業活動、本業によるキャッシュ、要するに現金が入ってきたり、投資活動によるお金の出入りを引いたものが、キャッシュフローという。フリーキャッシュといいまして、それが多いほど、資金繰りが楽になる。去年度は、第1浄水場関係の工事費の支出などがございまして、投資活動によるキャッシュフローが6億7千のマイナスと。フリーキャッシュがマイナスとなっている。結果的に借入資本金を追加出資したり、補助金負担金でそれを賄うというような結果になっております。

来年以降は企業債の償還が続きまして、資金は少しずつ減っていくということになっておりますが、その点につきましては後ほどもう一度少し申し上げたいと思います。

8 ページ7番損益分岐点でございます。これは、いくら営業収益がないと赤字になるか、固定費を賄うだけの利益がいくら契約すれば収支トントンなるかということですが、通常、経営計画、利益計画といったところに管理に使われるような分析でございます。当期は固定費が上がっておるという結果になっている。これは、資産減耗費、資産除却損、これが7,237万あるということで、全体的な固定費、一般的に営業費用を固定費だと見て、8億1,078万の出資金になるから、今年のような費用がかかるとトントンならない。8.3%の増資、増収があると。とてもそんなことにはなりません、到底むりです。しかし、資産減耗費を特別臨時のものとして捉えて、固定費から除去しますと、損益分岐点は、そこに書いてありますが7億円ぐらいに下がります。だから7億円ということは、今の状況にしまして楽にカバーできるということになります。しかし、除却損がゼロだと見た場合で、通常、1,000万や1,500万は毎年、資産の除却費はあるだろうと、そうしますと、差し替えてもらった数字のとおり、本年度と同様の給水収益であると、600万か、700万くらいの利益が上がるというような数字になるということでもあります。

来期以降も、今後の長期の財政計画でいきますと、損益はトントン、

少し黒字かなと、見積もって折られますので、あんまり赤字になるということを神経を使わなくてもいいのじゃないかと。もうひとつは、考え方、見方の問題でございますが、資本の中に自己資本金、企業債、こういった資本があります。それ以外に資本剰余金として、工事負担金、国庫補助金、受贈財産評価額とか、11ページの貸借対照表の資本のところにあるんですが、工事負担金をどう見るか。今現在は開発業者に工事負担金を出してもらっておらないようですが、以前は業者に開発の際に、新規の配水管の敷設工事代、そういったものを負担させるということで、それは工事負担金、資本で受け入れられております。今現在そういうやり方ではなく、受贈財産評価額、向こうが設置してくれる。その評価額で現物で受けるというような会計処理になってます。これは、資本だということにしておるんですが、こういったものを利益と見るか、資本と見るかで大きく変わって参ります。これを利益だと見ると、赤字が一挙に黒字になります。こういったものは資本で預かる。利益では預からない。企業会計では利益と資本を峻別しなさい、これを混同してはならないとなっておるんですが、なぜそういうふうにしておるかという、通常の事業会社でありますと、資本は株主の払い込んだものだと。資本を社外へ流出しますと、株主が払い込んだもので、そのまま、また配当を貰ったりと・・・、資本と利益は稼いだもの、利益の中から配当をしたり、税金を払うんだということになっておりまして、資本と利益を混同してはならないと。受贈した資金とか、あるいは合併した。そういったときに合併差益といたったろんなものがでてまいりまして、それを資本と見るか、利益と見るか、という考え方がある。通常は最近では段々、資本の範囲を狭めてきておりまして、受贈財産、受贈剰余金というのは利益だとするような考え方多く出てきております。この辺は私も、どっちにしなさいというような意見をもっておりませんが、これを利益と見ると・・・考え方になろうかと思えます。

最後のむすびでございますが、決算の状況、運営の合理化、こういったものについてはそんなに数字も悪化しておりません。また、運営



面も、向こうに寄せてもらって、質問させてもらって、或いは各種の資料、帳票を見せてもらっていただいております限りにおきましては、経営努力が図られている。或いは不当な業務のやり方、或いは規則違反、不正なものが見当たらない、良好な経営管理が行われているというふうに思われますが、考えて見なければならぬのは、そこにも書いておるんですが、長期的な資金不足になっていくような傾向にあるということ、これをどうカバーするかということが、ひとつの問題になったというふうに思われます。

そういった観点から利用料金をどうするのかということに立ち返るわけですが、財政計画上では資金は減って、しかし損益はトントン、少しプラスか、少しマイナスと見通しております。なぜ資金が足りないかというと、ひとつは企業債の償還が比較的、相対的、他の収支に比べますと企業債の償還が大きい。その分が手持ち資金が少しずつ減っていくという原因になろうかと思うんですが、なぜそういうことになるかという理由は、配水管設備は現在今までのビニル管ですとか、耐用年数の短い管を使っておられたのを、今铸铁管に変えていっておられます。铸铁管の耐用年数は一応40年ということで見られて、償却しておられます。配管した配水管の費用を40年掛かって、利用料金で回収するということになるわけですが、企業債の償還は財務省のほうで30年、公営企業金融公庫が、28年。という基本的な償還年限ということになっておるようで、40年よりちょっと短いですね。10年余り、資金を先に返さないといけない。料金で回収するのに40年掛かるのに、企業債の返すのを30年弱で返す。そういった10年あまりのずれがある。こういったところがひとつの資金が不足している理由になるのではないかと思います。資金が足りないからといって、料金に載せて今回回収しますと、将来金が余ったときに、下げるといいますか、いらなくなったから、下げるとしますと、現在利用者と将来利用者の料金があわんという問題になってきますので、そういったやり方はいいというふうには考えられない。

いろんな開発業者からもらった資産を資本剰余金で受けて、以前の

部分は非償却、最近は減価償却が始められておるようですが、以前の分はそういったものを、例えば、山奥に家を建てる、電気を引いてくれといわれるとですね、電力会社はそこまで電気を引かないといけない。たった1件のためにもものすごい高い設備をする。それを全体で割っていいのか。そうすると無差別料金の原則に反しますから、そんなことできない。いや、それをそこに負担させると無差別料金に反する。それを全体で割ると一般の人が余計な費用を負担する。開発でそういった水道の配水設備を増やす、配管設備を増やすということも結局それに近いわけであって、開発で新たに配管をしていくということは余計に掛かるわけですから、それを償却しない、利用料金に反映させない、というふうに従来やってこられたわけで、それは正しいわけで、ところが年限来ますと更新しないとイケない、それには資金がいる、それもひとつの企業債の返済が早くて足りないということの原因なんです。そういったものを料金で掛けて行くということは、おかしいわけで、結局そういったものは、一般会計、財政から出資をしてやるしかしょうがないじゃないのか。こういった水道事業というのは、要するに公共のインフラでございますから、そういった生活基盤を整備していくということでございますので、去年申し上げました白石畑に、以前2億3,100万、特別に費用を出して送水しておられる。今現在それを全体に配布しておられる。そういったものは特別地域に掛かったものだから、追加出資を出してやると、全体の料金はそれだけ下がる。やはりそういった考え方に立たざるを得ないのかなと、私個人的な意見ですが。そういったようなことを考えていかなければならない。仮に、料金をどうするかということ……勘案いただいて、当面しかし今、今年来年は、資金そうまだ逼迫しないだろうと……当然……。

少し長くなりましたが、……一応これで報告を終わりたいと思います。

委員長

辰巳代表監査委員におかれましては、大変ご苦労さまでございました。ただいま報告を受けました、決算審査意見書について質疑があれ

ばお受けします。

飯高委員 4 ページにですね、配水設備…、改良費として1億7千万が出されている。その中に老朽管の更新事業として、町としては色んな管が付設されてあるわけですが、どの時点で老朽管と決められているのか。

委員長 今、ご質疑を受ける分は、監査委員さんに対して意見書について、見解を求めたり、ご質問、今おっしゃられた状況であれば、理事者側での質問ということになると思いますので、また後程部長の方から説明をさせていただきますので、そうしましたら、理事者に対してご質問をしていただけたらいいかなと思います。監査委員に対して、監査委員さんがご説明なさったことや、見解に対してご質問をしていただくということになっております。後ほどよろしいですか。(了承)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
辰己、松田両監査委員さんには、あらかじめ決算審査意見書の報告の後、退席の申し出があります。これを許可することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。退席の申し出を許可いたします。辰己、松田両監査委員さんには水道決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきましてありがとうございました。委員長として心からお礼申し上げます。暫時休憩をいたします。

( 監査委員退席 )

委員長 再開いたします。  
それでは、平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の説明を受けるこ

といたします。理事者の説明を求めます。要点を簡潔にお願いします。  
池田上下水道部長

上下水道 平成14年度斑鳩町水道事業決算書の説明に入るまでに、決算書が  
部長 消費税込みと消費税抜きの調書となっていることから、まず、決算書  
消費税区分一覧表を資料1として提出させて頂いておりますが、頁毎  
に区分を申し上げます。

( 資料1にて説明 )

上下水道 それでは、平成14年度斑鳩町水道事業決算書の説明をさせていただきます。  
部長

まず、12ページをお願いします。1. 概況につきまして、ご説明申し上げます。(1)、総括事項のうち ア、業務状況につきましては、朗読を持ちましてご説明いたします。

( ア、業務状況の朗読 )

上下水道 次に、イの、建設改良費につきましては、14、15ページの建設  
部長 改良工事の概要で説明させていただきます。

配水設備改良費の上水安全対策事業では、龍田北5丁目地内、龍田4丁目地内及び神南3丁目、5丁目地内の昭和団地の大和川堤防沿いで施工し、大和川堤防沿いでの工事については、残り西側区間を平成15年度で施工を予定いたしております。委託としては、先ほどの大和川沿いの設計、及び平成15年度で実施予定であります龍田西1丁目、2丁目での北部幹線の設計委託であります。

老朽管更新事業では、石綿セメント管の布設替えとして、五百井1丁目地内及び稲葉西1丁目地内での工事を施工いたしております。委託料では、先ほどの稲葉西1丁目地内及び竜田大橋から西の山住宅の龍田西2丁目地内県道での老朽管布設替え工事に伴う、設計委託を実施いた

しました。

公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事では、阿波2丁目及び服部2丁目地内で8件の施工とその設計業務委託及び平成15年度で施行予定の法隆寺西1丁目地内の設計業務委託であります。

また、施工にあたっては、震災等突発的な配水管事故での断水区域の範囲を出来る限り縮小するため管路のループ化及び仕切弁の設置等管網整備に努めているところであります。

15ページの浄水整備費では、第1浄水場整備事業として、施設の老朽化解消及び高度処理による新浄水方法により、安全でおいしい水の安定的供給が出来るように、平成13年度・14年度の2ヶ年事業で施工いたしました。現在無事完成し、順調に稼働いたしております。平成14年度費用としては、工事費で、4億7380万2千円、工事の監理委託として、767万円であります。

また、第1浄水場の安全対策として、監視カメラの設置、防護フェンスの設置を行ない安全対策の向上に努めたところであります。

取水設備費では、まず、下から2段目の工事番号取水第8号工事では、自己水の安定的な確保を目指し、目安北3丁目地内の南中学校東南で新しい井戸を掘ったところであります。更に、既設井戸の改善を図るために、各取水井戸でポンプの入替え等の工事をいたしました。

次に、12ページをお願いします。

ウ、の財政状況につきましては朗読をもって、ご説明とさせていただきます。

( 決算書12ページ朗読 )

上下水道  
部長

次に、13ページをお願いします。議会議決事項の説明をいたします。報告第5号、平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。これは、水道公用車の接触事故による損害賠償によるものであります。認定第2号、平成13年度の斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。報告第10号、平成13年度斑鳩

町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。これは、2ヶ年継続事業の第1浄水場整備工事の平成13年度執行残額1446万円を翌年度にてい次繰越を行なったものであります。報告第11号、平成13年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。これは、公共下水道築造工事の繰越明許に伴い、水道配水管移設工事費、及び設計委託料を翌年度に繰り越し措置を行なったものであります。議案第37号、平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。これは、企業債の借り変えの許可に伴う、補正予算であり、資本的収入及び支出の増額補正をお願いしたものであります。議案第53号は、平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてであります。これは、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の補正予算であります。議案第10号は、斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第11号、斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。これは、水道法の改正による10立方メートル以下の小規模貯水槽の衛生管理についての改正であります。議案第22号、平15年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。いずれの議案につきましても、満場一致で議決あるいは、御承認をいただいております。

次に、職員の配置状況であります。年度末で業務が6名・工務給水が4名・浄水で2名の計12名と臨時職員として浄水で3名であります。

次に、16ページをお願いします。業務量に関する事項の説明をさせていただきます。行政区域内人口については、平成15年3月31日現在の人口であります。年度末契約件数については9,683件で前年度より67件の増加であります。給水能力については、日当たり、1万6千 $m^3$ となっております。年間総給水量については、前年度より8万6,777 $m^3$ 減少(13年度は12年度より10万9,55

4 m<sup>3</sup>の減少、12年度は11年度より19万7,993 m<sup>3</sup>の減少)の348万9,240 m<sup>3</sup>であります。県水受水量については、前年度より9万8,978 m<sup>3</sup>減少の232万7,902 m<sup>3</sup>です。県水の受水量につきましては、責任水量制で、その年の契約水量を受水しなくてはならないこととなっております。年間有収水量については、前年度より5万7,521 m<sup>3</sup>減少の327万5,811 m<sup>3</sup>であり、有収率は前年度より0.7%増加の93.9%であります。有収率につきましては、水道経営、特に給水原価に大きく左右されることから、今日まで議会及び監査委員から強くご指摘をいただいているところであり、漏水調査を毎年度実施してきた結果、平成11年度では87.8%で、県内平均を下回っていましたが、先程申し上げましたように、平成14年度では、県内平均を上回る93.9%であり、6.1%の増加となりました。今後におきましても、前年度に引き続き実施しながら、早期発見、早期補修に努め有収率向上に努めてまいり所存であります。資料5に、平成9年度からの一戸当たりの口径別使用水量の推移、及び給水収益の推移をお示しいたしております。各口径それぞれ平成9年度より1割程度減少いたしております。1日最大給水量は1万1,321 m<sup>3</sup>で前年度より520 m<sup>3</sup>の減少であります。1日平均給水量については9,560 m<sup>3</sup>で前年度より237 m<sup>3</sup>の減少であります。自己原水取水量につきましては、前年度より1万4,522 m<sup>3</sup>増加の123万1,343 m<sup>3</sup>であり、県水の受水量を減らしたことによるものであります。供給単価であります。前年度とほぼ同程度の1立方メートル当たり229円07銭であります。給水原価につきましては、1立方m当たり251円29銭で、前年度に対して6円の増加であります。増加の理由につきましては、特に、分子である経常経費が資産減耗費の増加により増額となり、分母の総有収水量が先

程申し上げましたように、減少となったためであります。18ページの下段に給水原価構成をお示しいたしておりますので、ご参照ください。

次に、17ページの(2)事業の収益及び費用に関する事項の①水道事業収益であります。前年度より1,292万1,765円減少の7億9,183万3,813円であります。主なものでは、営業収益の給水収益では有収水量の減少により、1,238万5,329円の減少の7億5,039万7,959円あります。その他の営業収益では、手数料や給水負担金の増加により、320万8,374円増加の1,589万4,740円あります。営業外収益は前年度より、379万8,789円減少の、2,455万3,114円あります。

受取り利息では、預入れ利息の減によるものであり、他会計補助金では、第4次拡張事業までの支払利息の1/3を一般会計からの補填して頂くものであります。高料金対策の一環として一部繰上げ償還したことにより減額となっております。雑収益は、配水管事故等による賠償金であります。なお、資料4に平成9年度からの事業収支の推移をお示しいたしておりますので、ご参照ください。

②の水道事業費用は、前年度より583万8,070円増加の8億2,472万4,378円あります。営業費用では、前年度より1,267万1,651円増加の7億3,457万7,715円あります。主なものでは、原水及び浄水費では、県水の受水量の減少等により、前年度より、1,735万3,433円減少の、4億202万5,471円あります。減価償却費では、第1浄水場施設の撤去及び管網整備等により、減少しているものの、資産減耗費では、同様の理由で5,803万5,501円増加の7,237万53円あります。

営業外費用は、前年度より673万8,659円減少の8,957万8,885円あります。、支払利息につきましては、主に上水道



事業債の借換えを行なったことによる減少であります。雑支出につきましては、消費税の特定収入分であります。特別損失の過年度損益修正損では、過年度分水道料金徴収不納額が主なものであります。24ページから26ページに平成14年度の収益的収支明細書を付けさせて頂いておりますのでご参照ください。

次に18ページには事業収益構成比をお示しいたしております。④の給水原価構成については、先程の給水原価で説明させていただいておりますが、更に、資料3をご覧いただきたいと思いますが、自己水と原水の原価を分析いたしております。供給単価は1立方メートル当たり229.07円、給水原価は1立方メートル当たり251.29円であります。そうした中で、県営水道の買入れ価格は1立方メートル当たり145円ありますが、有収率を勘案いたしますと、原価は、154.45円となります。自己水は、人件費、動力費、減価償却費、施設減耗費等を積み上げますと、134.86円となります。

次に19ページの固定資産の取得であります。主なものでは、構築物の管工事については、総延長3,007m（前年度は1,843m）で1億3,206万2,420円の取得であります。第1浄水場整備事業では、6,384万5,577円。建設仮勘定よりについては、昭和町の大和川沿いの測量分として、84万2千円であります。機械及び装置では、第1浄水場整備事業で4億4,480万2,981円あります。量水器では、37万6,200円であり、購入については指名競争入札により執行しているところであります。建設仮勘定については、8・11号取水井戸は仮設ポンプの布設費、下の取水井戸水源調査・新設工事は、目安の新井戸に係るものであります。

20ページの重要な契約要旨であります。1千万以上の契約は10件あります。2件の随意契約につきましては、第1浄水場整備工事の現場監理委託については、実施設計委託業者が現場の状況等に精通していることなどにより随意契約を行っており、また、第1浄水場の安全対策工事につきましても、経費の効率性から本体の工事業者に

発注いたしております。

次に21ページの企業債及び一時借入金の概況であります。本年度末残高が21億2,344万2,695円であります。本年度借入高は1億6,380万円で、上水道高料金対策の一環として上水道事業債の借り換え措置が講じられたことにより借り換えと第1浄水場整備に伴う企業債であります。一時借入金は行なっておりません。

その他の会計処理に関する事項については、(ア)消費税の関係であります。資料2で消費税試算表を添付させて頂いておりますが、説明につきましては省略させて頂きます。(イ)町の一般会計から補助金及び手数料の充当であります。以上が概況の報告でございます。

次に、諸表の説明に入らせて頂きます。まず2から3ページをお開き下さい。収益的収入及び支出についてでございます。まず収入の水道事業収益、予算額8億5,678万3千円に対しまして、決算額8億3,844万34円、差引1,834万2,966円の減額となっております。第1項の営業収益で、予算額8億1,761万6千円に対しまして、決算額8億531万7,087円、差引き1,229万8,913円の減額で、主に給水収益・給水工事収益であります。第2項の営業外収益では、予算額3,896万7千円に対しまして、決算額3,312万2,947円で差し引き584万4,053円の減額で、主に一般会計からの補助金であります。補正予算の10万5千円は、公用車の事故による保険金の受け入れであります。第3項の特別利益では、予算額20万円に対しまして決算額はございませんでした。

次に支出でございますが、予算額8億9,028万2千円に対し、決算額8億4,646万8,454円で4,381万3,546円の不用額となっております。補正予算額347万3,000円につきましては、12月議会でお願ひしました人件費の補正であります。また、予備費からの流用につきましては固定資産除却費に流用いたしております。第1項の営業費用では、予算額7億9,041万円に対しまして、決算額7億5,645万8,035円で差引き3,395万1,

965円の不用額で、不用額は主に県水受水費であります。第2項の営業外費用では、予算額8,967万6千円に対しまして、決算額8,942万3,099円で25万2,901円の不用額となっております。第3項特別損失では、予算額80万1千円に対しまして、決算額58万7,320円となっております。第4項の予備費では、939万5千円の不用額となっております。

次に4～5ページの資本的収入及び支出でございます。資本的収入で予算額5億5,123万8千円に対しまして決算額4億9,159万500円で5,964万7,500円の減であります。補正額の5,180万円につきましては、高料金対策による起債の借換による補正であります。第2項の補助金では、決算額7,862万円であり、第1浄水場整備、及び老朽管更新によるものでございます。第3項の工事負担金では、予算額1億564万7千円に対しまして、決算額9,157万500円であります。第4項の出資金では、予算額1億6,970万円に対しまして、決算額1億5,760万円であります。これは、事業費の確定によるものであります。

次に、資本的支出では、予算額9億508万7千円に地方公営企業法第26条の規定による繰越額として、公共下水道関連で525万7千円及び継続費でい次繰越として、第1浄水場で1,446万円を加え、実質9億2,480万4千円に対しまして、決算額が8億2,863万7,172円であります。第1項の建設改良費では予算額7億6,900万4千円に、先程ご説明いたしました繰越額を加えた額、7億8,872万1千円に対しまして決算額6億9,263万2,440円で、不用額は9,608万8,560円であります。第2項企業債償還金では、予算額1億3,608万3千円に対しまして決算額1億3,600万4,732円であります。補正予算は高料金対策による起債の借換によるものであります。

また、表の欄外に書いていますように資本的収入額が資本的支出額に、不足する額3億3,704万6,672円は、建設改良積立金1億5,000万円、消費税資本的収支調整額2,475万5,749

円、損益勘定留保資金1億6,229万923円で補填したところ  
あります。

次に6ページの損益計算書の説明を致します。1の営業収益は、給  
水収益、受託工事収益、その他営業収益の合計で、7億6,728万  
699円、2の営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費などの  
合計で、7億3,457万7,715円であり、差引き営業利益は、  
3,270万2,984円でございます。次に3の営業外収益は2,  
455万3,114円、であり、4の支払利息等の営業外費用は8,  
957万8,885円であり、差引き致しますとマイナス6,502  
万5,771円となり、そして営業利益から営業外損失を差引き致し  
ますと、3,232万2,787円が経常損失ということでございま  
す。次に特別利益は発生いたしませんでした。次に、特別損失でござ  
いますが平成8年度分の水道料金徴収不納額等で、56万7,778  
円となります。こうしたことから、当年度純損失は3,289万56  
5円でございます。なお、ちなみに、平成13年度では1,413万  
730円の損失、平成12年度では3,158万7,347円の損失  
でありました。次に、前年度繰越利益剰余金は0円であり、当年度純  
損失の3,289万565円が、当年度未処理欠損金となります。

次に7ページ、剰余金計算書でございますがまず利益剰余金の部で、  
減債積立金1,445万円、利益積立金1,220万7,720円、  
建設改良積立金は当年度で処分を行ない残高はございません。そうし  
たことから、積立金合計が2,665万7,720円であります。

未処分利益剰余金と致しまして、繰越利益剰余金年度末残高は、無  
く、当年度純損失3,289万565円を差し引きいたしますと当  
年度未処理欠損金が3,289万565円でございます。次に、資本剰  
余金の部でございますが、工事負担金で、前年度末残高が28億9,  
680万9,529円、そして当年度発生高8,721万円、これは  
右側に記載しております工事負担金と加入分担金でございます。当  
年度処分額が、325万円であり、この結果、本年度末残高は29億8,  
076万9,529円となります。国庫補助金で前年度末残高3,8

59万円で当年度発生高7,487万6,190円で、当年度末残高1億1,346万6,190円であります。受贈財産評価額であります。宅地造成工事に伴います配水管敷設工事につきましては、竣工検査後配水管が町に移管となることからこのような措置をさせていただいております。前年度末残高4,263万4,700円に、当年度発生高1,140万4,812円で当年度末残高が5,403万9,512円となり、その結果、翌年度繰越資本剰余金31億4,827万5,231円であります。

次に8ページの平成14年度斑鳩町水道事業欠損金処理計算書(案)であります。当年度未処理欠損金3,289万565円に対して、欠損処理として利益積立金の全額1,220万7,720円を繰入れ措置を平成14年度決算で処理することといたしますと、翌年度繰越欠損金は、2,068万2,845円となります。

次に、9～10ページ平成15年3月31日現在の貸借対照表でございますが、まず9ページの資産の部であります有形固定資産の合計額は、中段にありますように、55億4,506万7,310円となっております。内訳でございますが、土地4億3,354万8,784円、建物3億6,221万9,371円、構築物39億5,261万173円、機械及び装置7億4,005万4,735円、車両及び運搬具110万4,106円、工具器具及び備品201万2,983円、量水器2,840万8,158円、建設仮勘定2,510万9,000円でございます。明細については28～29ページをご参照下さい。次に、無形固定資産として34万9,667円であり、内訳は、地上権9万9,167円と電話加入権が25万500円であります。

そうしたことから、固定資産合計は、55億4,541万6,977円でございます。次に、流動資産でございますがまず現金及び預金が7億4,212万9,961円でございます。内、定期預金として、(株)南都銀行法隆寺支店に4億6,000万円、近畿労働金庫郡山支店に5,000万円、普通預金で(株)南都銀行法隆寺支店に2億3,212万9,961円を預けております。なおペイオフ対策につきまし

ては、一般会計、土地開発公社と協議しながら、その対応を図っているところであります。未収金は、1億5,944万8,461円でこの内訳の主なものでございますが、37ページをご覧ください。給水収益いわゆる料金収入で2・3月分調定分で、2月調定は4月納期・3月調定は5月納期となっていることから現年度未収金として1億1,418万3,163円、過年度分242万782円であります。未納者には、督促、催告、自宅への訪問催告、給水停止等の手順を踏みながら、又、口座振替納付の推進に努力しているところであります。(口座振替率は %であります。)。その他の営業収益未収金420万395円は公共下水道工事に伴う事務費及び通水費であります。未収消費税還付金1,296万6,821円。その他営業外未収金は、216万7,800円で、これは庁舎維持管理負担金150万円等であります。工事負担金未収金は2,350万9,500円で、公共下水道工事に伴う移設工事負担金であります。

9ページに戻って下さい。貯蔵品635万5,341円、これは量水器(メーター)及び修理用材料でございます。それから保管有価証券10万円は出納事務取扱金融機関の南都銀行から担保として預かっているものであります。そして前払金9万1,000円、これらを合わせまして流動資産合計で9億812万4,763円となり、資産合計が64億5,354万1,740円であります。

次に10ページ、負債の部でございますが、未払金5億8,656万638円となっております。この内訳の主なものでございますが、37ページをご覧ください。営業未払金は、3,105万5,436円で、主なものは、3月分県水受水費、電気代であります。建設改良未払金は、5億5,550万5,202円で、第1浄水場整備及び公共下水道事業に伴う敷設替等の補償工事費及び、目安の新井戸の設備費が主でございます。

10ページに戻って下さい。前受金は、30万9,019円で、これは転出等による水道料金、給水予納金等でございます。それから、預り金と致しまして12万3,556円、これは検針業務を委託致し

ておりますので、その担保として10万円と宅造の配水管工事申込金の未清算分として預かっているものでございます。また預り有価証券10万円につきましては、出納事務取扱金融機関の南都銀行からの担保を有価証券で預かっている分で、これらを合わせまして、流動負債の合計が5億8,709万3,213円でございます。次に資本の部でございますが、自己資本金6億96万3,446円、これは、水道が一般会計から企業会計に切り替った時の分を資本金に充当されているものに一般会計からの出資金及び積立金処分量を加えたものであります。本年度では、前年度より、出資金1億5,760万円及び建設改良積立金処分量1億5,000万円が増加いたしております。さらに借り入れ資本金として、企業債21億2,344万2,695円あります。30～31ページに明細書を添付しておりご覧いただきたいと思っております。発行総額が、30億3,550万円、で、当年度償還額は1億3,600万4,732円となり、31ページにある未償還残高は、21億2,344万2,695円であります。

10ページにお戻りください、中ほどにあります。こうしたことから、資本金合計は、27億2,440万6,141円となります。次に、剰余金でございますが、資本金剰余金として、工事負担金等で合計31億4,827万5,231円でございます。利益剰余金と致しましては、減債積立金1,445万円利益積立金1,220万7,720円ありますが、当年度未処理欠損金が3,289万565円であるため、利益剰余金合計では、623万2,845円のマイナスであります。そうしたことから、剰余金合計では、31億4,204万2,386円あります。資本金合計27億2,440万6,141円と剰余金合計31億4,204万2,386円を加えました資本合計は、58億6,644万8,527円となります。負債・資本合計と致しまして負債合計と資本合計を足しまして64億5,354万1,740円となります。以上で平成14年度斑鳩町水道事業会計の決算書の説明とさせていただきます。なお、最後に資料6として平成22年度までの、現行での水道料使用料での財政計画を推計いたして

おりますが、一番下の当年度補填財源は、毎年減少しており、平成10年度以降4億円であったものが、平成18年度では、約1億6,600万円となり、非常に厳しい経営状況となります。今後も水道企業の使命であります、安全でおいしい飲料水の安定的な供給を図りながら、一方経営の効率化を念頭に置き、健全な水道企業会計に努めてまいり所存でありますので、本決算の認定について、よろしくご審議賜わりご認定していただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑にはいる前に、午前10時40分まで休憩いたします。

( 午前10時18分休憩 )

( 午前10時39分再開 )

委員長 再開いたします。  
ここで質疑をお受け致します。

飯高委員 12pに建設改良費ということで、老朽管の更新事業について、ありますけども、老朽管の取替えに当たってのその理由、基準がありましたら、教えてください。

上下水道部長 老朽管とここでいって降りますのは、石綿管の分でございます。昭和32年当初、石綿で入っております、赤面管、その分について、更新をやっております。それについて、どうしても本管折れや漏水の多い箇所から順次やっていく、そういうことでございます。

飯高委員 他の管については、古い管であるとするならば、それはどういう風にされる……。石綿管のみに。

上下水道 ここで言うております、老朽管につきましては、例えば14Pごら



部長 んいただきたいと思います。上水安全対策、老朽管という区別をやっております。老朽管というのは今申し上げましたように、石綿管の更新をやっております。上水安全対策で、石綿管の後に塩ビ管、出てまいりました。塩ビ管につきましても年数経っておるところでございます。また、本管われの多い場所ございますので、それらを中心的に本管の敷設替えをやっております。

飯高委員 目安地区の今、新設井戸が工事がほとんどできておる状態なんですけども、あとどういう・・・現状ちょっと教えてください。

上下水道  
部長 昨年度、ボーリングを行いました。今年度ポンプを敷設いたしております。当面、飲料水として使うまでの間、送水管のつなぎもやっておりませんので、今現在はポンプを伏せて、電気設備の工事をやって、送水管に敷設する工事をやっております。定期的に水質検査を行いながら、水道水として使えると確信がもてる段階で、水道水に使っていきたいと考えております。

飯高委員 水質検査されるということですね。

上下水道  
部長 はい。

木田委員 意見書の中にも、過去の設備投資の経費負担が徐々に回ってきた結果であり、日あたり最大給水能力に対する、最大給水量の実績値が約70%に止まっていることから、将来人口を過大予測したため、設備投資が多すぎたとも言えなくもない、ということなんですけど、1日給水能力の1万6千トンですか、そのなかで、最大給水量が1万1千トンということで、70%くらいという予測なんですけど、ここ2年ぐらいの間に、一番よく水を洗濯機、洗剤の要らない洗濯機が出てきたということで、これ以上、給水量が伸びると言うことは、値段も高いので買い替えも躊躇しているが、将来的にそういうものが、各家庭に

置かれるようになったら、もっともっと影響力が出てくるのではないのかな。やはり、人口の増加が平成20年で、3万2千人ぐらいを予想してたと思うが、人口の伸びもないし、器具の改良というか、節水器具の発達によって、だんだんとそういう給水水量も少なくなってくるし、後の今まで、浄水場跡地を売ったりして、費用に当てていたものが、売るのがなくなってきたまじわな。将来的な見通しから見ても、だんだんと資本的な面において、少なくなってくるし、それと、県でやっている、大滝ダムが、一回水ためたら、底もれしていてやり直しというようなことで、間に合わないと思うねけど、仮にできたとしたら、各町に対しても水量の増加というのかな、要求してくるのではないのかな、と思うが、それらについてどのように思われているか。それと、昔に簡易水道であった白石畑の用地について、あのまま放置しておくのか、それとも、どこか白石畑の人に処分するつもりでおられるのか、ああいう利用価値のない用地に対してどういう考え方でおられるのか、それらについて教えてください。

町 長

木田議員ご指摘のように、監査委員さんこう書いてますように、人口等の関係については、将来の人口の予測としては、3まん1千ぐらいの人口の予測として2万9千ぐらいに、2万9千割っているという状況でございます。特にこの関係については、バブルが弾けてから、その後、お風呂やさんがお止めになったりとか、あるいは駅前の西田のこっぷん屋さんとか、工場そのものについてもだんだんとやめて行かれると、ございますし、地球環境守るということで、できるだけ水そのものについては、健康飲料水ですとか、・・・とか、こーひーを飲まれるときも水道水を使うのではなくて、そういう飲料水を使ったり、いろいろ深層水とかいろいろ出てますし、水道器具つけたり、洗濯機そのものについては有効につこてる。そういうことで、水は利用が減っていると。売れ行き等についても、非常に・・・植木等についても儉約するということもございます。いずれにいたしましても、そういう関係等によって、当初の見込みよ

りも下がってきた。大滝ダムの関係につきましても、大滝ダムが出来上がったからどうかということでございますけど、影響はないと思います。室生ダムから、桜井浄水場から斑鳩のほう来てますから、そういう点では影響ないと思います。斑鳩町の水道ずっと見てますと、61年に料金改定さしていただいて、平成10年に料金改定さいしていただいた。いつも申し上げますけども、値上げをしたときは、そのときは一応黒字、真ん中の年はとんとん、3年目で……。そういうローリングというのは61年のときにもうあった。できるだけ値上げを抑えてきたという経緯がございます。私が申し上げるのは、できるだけ剰余金も減っている中で、県水の値上げのときまでは、値上げをしないとずっと申し上げております。現状から言って、値上げをできるような状況ではございませんし、できるだけ儉約し、以前からもでますように、県水を契約しているものを少しでも減らしていく。いうことも別途申し上げている。減らすことによって自己水等によってやるということが、ちょっとでも助かりますから。今その関係等についても、目安にご協力を求めてですね、自治会長さんにひとつなんとかならんかと、昨年度了解していただいた。そのことも十分に活かして行って、できるだけ町民に対する安定した供給する、そして、よい飲料水をのんでいただくと、いうことを努めながら、低価なコスト、コストを安くする、安くするということが一番大事だろうと。木田議員のご指摘のように、木田議員の場合は、第2浄水場が昭和55年に県から塩素が多いということ指摘されてから、第3次計画を建ててですね、三井のところに立派なものを作っていたということで、みんなが水のついては安心した水を飲みたいということから、上下水もこれだけのことで、丁度、60年ぐらい完了をした。そういうところの過大投資も、当然あろうかと思いますが、その当時はみんなが不安でありましたから、できるだけ住民の不安を解消するために、全国的に視察をしながら、斑鳩町としては立派な庁舎を作りながら、住民に不安を与えない、水の供給をしていこうということで、そのことにつけは当然、……。28億くらい投資してますから、その付けは当

然あろうかと思えます。いざすれにいたしましても、契約は契約して、今後そういう点については、木田議員のご指摘のように、われわれ努力して参りたいと思えます。

白石畑のぶんは町としても白石畑の方に話を申し上げて、地元で何とかならないのか、地元は無償でほしいということだが、何とか買ってほしいということで、意見の関係詰めなかったら、町としてもただでということではできませんので、話し合いをしている最中です。

木田委員 企業債なんです。8%、7、7%とかいろいろある。これを6.3とか、倍以上いうのを続けて払っていかんですやろ、平成28年のやつで、6、3%、それ以後は下がってきているが、そこまで高い利率のやつあるが、償還の借り換えとかそういうことは、はじめから利息を組み入れた変換方法によって、固定されて借り換え返済できないのか。

上下水道  
部長 一般会計でも同じだが、大蔵省の資金運用部と公営企業金融公庫がございます。大蔵省の資金運用部は、借り換えできないことになっております。……。公営企業金融公庫につきましては最近法律が改正になり、借り換えが一定の範囲内でできるようになりました。平成13年度も一部借り換えをしております。へ一斉14年度、30P資料、下から4行目、公営企業金融公庫、5180万というのがあります。借り換えするのに借り換えたものです。上に13900万円、当年度償還額一気に5500万上がっていますが、これが借り換えをした分です。平成15年度に起きましても、借り換えの申請を行っておりますが、すべて認められるということにはなっていないが、木田議員がおっしゃたことを十分念頭におきながら、経営に努めて参りたいと思えます。

小野委員 監査委員さんのほうから、鑄鉄管は40年の償却年数、耐用年数、計算してるということで、ただ部長が30年しかできないということ

で、実質的に水道管の耐用年数と、財政上と計算の年数違うとおもうんですが、老朽管の更新事業ということで、部長はピックアップしてるといふことで、実際は違うと思うんですが、下水のほうの敷設に伴うものの更新のほうがおおいかな。石綿管の償却年数というんですか、耐用年数は過ぎてるかどうか、それがどのくらい・ビニル管についても同じ。

上下水道部長 石綿管の償却資産の耐用年数、15年でやっております。塩ビ管が25年。

上水道課長補佐 石綿管については償却期間25年で、その他の管については40年でございます。

小野委員 ……の関係、ビニル管と理解してよろしいですか。石綿管25年というんですが、斑鳩町で最後に敷設したの何年ぐらいですか。

上水道課長補佐 石綿管の敷設年度ですか、昭和40年ぐらいまで使用しておられたみたいですね。昭和40年前半で塩ビ管を敷設が増えてきましたので、そのくらいで変わってきたと思います。

小野委員 ということは、遥か前に耐用年数、償却年数過ぎてるといふことに理解していいか。その次のビニル管についても、昭和40年頃だったら、ぼちぼち40年ほど経ってきますし、そこで大体どのくらい残ってるのか。

上下水道部長 石綿管で、約9キロ。塩ビ管で、約55キロです。

小野委員 部長は、水道に行かれて、2回ほど石綿管が破裂したということだったと思うんです。決算ですので、以前……斑鳩小学校の前で、石綿管だったと思うんですけど、自己がありまして、事故がやむをえな

いと、石綿管であるし、耐用年数過ぎてるし、やむをえないという判断しないとしゃないと思ってるんですが、そのときに、仮に小学校の前で、・・・思うんですが、経費がどれくらいかかったのか。水道に対する、他の道路工事か南下のときも、原因者に負担ということになってくる思うんですが、老朽管が破裂した場合は、全額水道の負担だと思うんです。どのような処置をして、どのくらいあの事故でかかったのか。アバウト結構です。

上水道課 石綿管が破裂しまして、復旧につきましては断水しなければできませんでしたので、断水期間と、水の濁りを取るため、実際6時間くらいかかったと思うが、復旧費につきましては、管自身の材料はそんなに高くありません。石綿管の継ぎ手部分をさしてもらいました。材料につきましては15まんか、20万ぐらいでできたと思いますが、人件費としましては、6時間くらい、全水道の職員が出ておりますし、業者につきましては4、5人体制でやりましたから、3、40万かかったと思います。水の逃げた分につきましては200立方メートルくらい流れ出たと推測しております。

小野委員 毎年定期的におかしい、語弊があるんですが、斑鳩荘園なんかでも・・・。それらについては早急な更新事業ということで、お願いしたいんですが、下水のほうとの更新の関係もありますし、できるだけ早急に更新を。それと、石綿管がどこに入っているかわからないような常態もあるように聞いてますので、それらについても整理してほしいと思います。次に、監査委員さん、資産消耗費、固定資産除去費が今回は第1浄水場の方で、たくさん出ている。例年、1千万か1千5百万あるんだということですが、それは、事業のめどは・・・、1000、1500万あると解釈したらいいのか、例年それぐらいあると監査委員さんおっしゃっておられるんですが、具体的にどういう状況なのか。

上下水道  
部長 老朽管更新事業とか、管の伏せ換えをやってまいります。そのときもともと入っておる管につきまして、撤去をするということで減耗の処置をいたします。そこに新たに管を敷設するという状況であります。

小野委員 そうしたら、更新事業を進めていく中で、今まであった管の資産の減、減耗費ですか、ということでかんがえたらよろしいですか。以前もそのことで撤去したのいうの違うんちゃうんかいう議論あったと思うんですが、そのまま敷設したままで、使わなくなったから資産としてないということで、そのまま土中に埋まったままという考えでよろしいんですか。

上下水道  
部長 そういうことでございます。

小野委員 給水配水費の中で、給水収益が年々落ちてきているということですが、これは水道事業としてはどちらか・・・ということで、説明してもらっているということは、渴水時には有難いことなんですが、会計の法ではちょっとしんどいということですが。これはもう認識しておられますし、年々それに対応してきてこられるというkとは、評価しておりますが、毎年、給水収益が意見書見えていても、一層の効率的な運営を求められてるということですが、効率的な運営ということについて、どのようなことを考えておられるのか、教えてください。

上下水道  
部長 効率的な運営でございます。例えば平成14年から、15年を見てまいりますと、まず、人件費につきまして、平成14年度は12名おって、15年では11名なっております。この場合浄水のほうで、監視していただく方が、以前は2人だったのを3人にやっております。また、以前からも見てまいりますと、全体的に減ってきております。人件費の面についてはそういったことで効率化を図ってきている。また、工事とか委託につきましては、設計の中でも十分意識しながら、精査して設計を組んでおります。また、できるかぎり見直しをやって、

委託のほうについても発注をしているところであります。もう1点は有収率のこうじょうがあります。これが下がってまいりますと、極端に県水の買う量が増えてまいりますので、毎年漏水調査をしながら、有収率の向上に努めて、経費の削減をしてきている状況であります。

小野委員 県水の話でたんですが、責任水量契約というんですか。実際つかわなかったも、年度当初に契約した水量分のお金を払わなければならない。水を貰うんじゃないです。そういうことだと思うんです。いらなかったもその水量分のお金を払うということが、責任水量制やと。言葉ちょっと違いかもわからへんが。そういうかたいやと思うんですが。毎年せれらは、県水と協議しておられるのかなと思いますし、そのときにこちらとしては必要な量を積み上げいくというんですか、状況に応じて、もしかしてその年の気候によって、たくさん居るときも、渴水になってくるときもありますので、なかなか難しい判断が必要やと思うんですが。その点について、どのくらいの要素で、協議されてるか、そして、確定しているのか教えてください。

上下水道  
部長 県水とのきょうぎにつきましては、毎年度秋にございます。今小野議員さんもおっしゃいましたように、揚水量の過去の推移もございます。・・・やっぱり陽水量ネックになってまいります。これから、平成13年度、14年度でしたら、11、12の契約量見てくる中で、契約水量223万トンでやっております。そうした中で、15年度につきましても、もう少しいるという事で、228万トンでやっております。これにつきましては、総有収水量も減るであろうということと、もう1点は目安の7号井戸を使えるようになりましたので、自己水も増えるということで、平成14年度から15年につきましては5万トン減らせていただいております。ちなみに13年度から14年度は10万トン減っています。

小野委員 目安の7号井戸使えるようになったと、揚げ足とってわるいんやけ



ど、使えるようになったとはどういうことで使えるようになったんですか。

上水道課 旧第1浄水場のろ過方式なんですけども、急速ろ過方式を採用して  
長補佐 おりまして、その分の原水の7号で出る原水の水質と、その成分であると、鉄、マンガンが取れにくいという処理だったとの、原水に含まれるトリハロメタン、有機成分なんですけども、その分が処理しにくかったものが、今度の高度浄水の処理方法であると、それが取れる分であるんで、7号の原水についても第1浄水場にもってこれるようになったということです。

小野委員 先ほど僕、費用掛けて竣工した対応こうきて、今まで飲料水として  
使えなかった7号井戸が、水が使えるようになったということですね。これは決算書の15pに取水設備費の中で、農業用水で、なんて読むんかな、取るいう、補償費、目安地内で160万。これ建設改良工事費ということであるんですが、これとなんか関係あるんですか。

上水道課 これにつきましては、目安地内で土地改良工事に伴う水路改修工事、  
長補佐 その分の地元負担金を水道のほうで補償している分でございます。だから、取水井戸の今の小野議員が申されてる、分については関係ございません。

小野委員 そうしたら、今まで7号の井戸の水は全然くみ上げてなかったと解釈したらよろしいんですか。どっかくみ上げて使ってたのか、どちらなんですか。

上水道課 7号井戸につきましては、今まで目安の農業用水として使ってお  
長補佐 られました。第1浄水場の整備にさしてもらうときに、原水の水質を採取させてもらってそれが使えるかどうかの、調査させてもらって、あと第2浄水場の跡地に、管の敷設替えさせてもらって、こちらの第1

浄水場にもって帰る工事をさせてもらっております。

小野委員 7号井戸は、今までは、汲み上げていて、その電気代というのは別の問題として、それは水道水、斑鳩の上水として使えない水質だったから、目安地区の農業用水として使ってたということで理解したらよろしいんですね。

上水道課 申されるとおりです。  
長補佐

小野委員 そうしたら、目安地区の人にとったら、今度の改良に使うようになったと。農業用水をどこに求めていったら、よろしいんですか。

上水道課 7号井戸につきましては農繁期につきましては、目安のほうに、田  
長補佐 植えの水必要ですので、そのへんは両方とも使えるような形で、弁の操作をさせてもらって、田植えの水の供給をさせてもらっています。

小野委員 新しい井戸を掘って、・・・水質検査をして、場所的なこともちよつと建水の委員会で・・・はっきり覚えてないけど。先ほど飯田委員が質問したのは、全く別の場所で上水用の井戸を掘ってる。今の状態ではポンプを設置を、送水管へのつなぎをやると。その後で、水質検査をやって、上水に使えるかどうかということ、検査しているというような状態やという説明でしたが、その井戸は純粋に、県水率を下げるために、当然かわれて第1浄水場へ入れる水やと理解してよろしいですか。

上下水道 今言われたように、自己水を増やして、県水を下げる。もうひとつ  
部長 は、既存の井戸につきまして、年々陽水量が減ってまいりますんで、それを補うための2面性がございます。

小野委員 あまり突っ込んできかんときます。そうしたら、全体的なことにな

るんですが、その井戸、民間の土地を借用されていると思うんですが、それについても、明確にどの土地だと。例えば農地なんかも多いので、それらについて、農地のところに、その井戸を設置した場合、それは地目変わってくるやろし、それらについても、財産、借地であっても財産、それらについてはちゃんとできているのか。今の場合も含めて。

上下水道  
部長　　まず、今の新しい分については農地転用をしておらない。借地はいたしております。他の井戸もありますけども、全て借地であります。農地転用につきましても、残りの分については今調べて見ないとわからないので答えられないです。今の井戸についてはいたしておりません。

小野委員　　以前もほとんどしてないと思います。それについてどのように考えておられますか。町の借りてる土地やから、転用も受けんでもええんやろとかね。そういう問題もでてくると思うんですが。それについて、率直な意見を聞きたいと思います。

上下水道  
部長　　まず農地の分につきましては、そのままやっているようになっておりましたら、当然に農地法の手続きが行われるべきだと考えています。

小野委員　　第1浄水場の整備工事についてですが、まず監査委員さんの意見書の中で、3 pに支出の不用額の主なものは、建設改良費で第1浄水場整備工事等各設備改良工事が安価に止まったためであると書いておられるんですが、このように書かれるということは、監査委員さんに聞いてみてもよかったんですが、そのように不用額の主なものは、そういうんですというような説明されていると思うんです。それとただ単に、比較するなら、どうかなと思うんですが、決算書の中の20 pに充用契約の要旨として、第1浄水場整備工事ということで、6億2265万の当初契約が、変更契約で6億3200万あまり、これは予

算とこれ「あがったるから、そんなん残ってないやんかというのでないと思いますねけど。これだけ、1000万ほど変更契約というのは、主にどういうことがあったのかなど。水道のほうは、議会の方へ出ませんので、契約については。公営企業方ですか、それによって。出ませんので、ちょっとわからないこともあってあれですが、例えばこれ、こっだけ増えてくるのかなと思いますけど。その点。

上水道課 増額についてなんですが、当初工事するときには比べまして、現在西  
長補佐 浄水池というところから、新しく作った配水地に通ずる直送管ですけども、その分の設置工事と、その電気データを三井浄水場に、パソコンで監視できる装置を追加発注したことによる増額になっておりますが、実際安価になったというのは、それ以外にも、一応増額になった分の説明はいじょうです。

小野委員 今のパソコンで、管理するという、当然そういうことは考えておられたことだと、私は当初からそれは予測されるべきやろうし。それが設計変更で、・・・ならないというのは、当然最初に設計してなかったから、入れるということで、設計の段階でまたわかるようなことやおもいます。それと、下から2番目の上水安全対策事業に伴う第1浄水場整備工事で、1302万、随意契約されてるんですが、これは第1浄水場整備工事をやっていく中で、こういうことがあったので、改めて契約したという。随意契約の意味はうわかったんですが、こういう今の設計変更の中で、ひとつに出来なかったのか。新たに上水安全対策事業に伴うとはどういう工事なのか、掻い摘んで教えてください。

上水道課 これにつきまして、これは防犯の関係のカメラおよびフェンスの設  
長補佐 置工事でございます。出資者より起債がとれるという形にあとでわかりましたので、別発注形式をとらせてもらって、こういう形態の随意契約という形をとらせてもらいました。

小野委員 それは議会のほうからも、飲料水である以上、そういう安全対策を採るよとということと、境界についても、確認してするよとということ、議会のほうからも要請のあったこと、それで補佐のほうで、いろいろ……。確かに竣工式によせてもうたら、忍びがえしというんですか、してあるし。上から見てる限りでは低いなという感じやけど、下から見てないけど、入ってこれないような高さまでとってあるとは思いますが。そうしたら、境界について、隣接地の人ときちっと立ち会いして、確認ができてある境界なのか、以前からここまでということ、こちらのほうで判断したところに入れてあるか、それ、経緯を教えてください。

上水道課 境界についてですが、コンクリートブロックでほとんどところにありました。フェンスにつきましては、既設フェンスを撤去して、新たに忍びがえしをつけることになりますので、境界を見ながら、逆にそのフェンスよりも内側に設置させてもらって、忍び返しをつけましたので、境界を侵すところまでは行っておらないので、境界の立会いをしてもらったということではありません。

小野委員 既設の既存のコンクリートがあったということですが、フェンスがあったということ……。ちょっとそれではあの、きちとちゃんと立会いした書類がなかったら本来おかしいと思うんですよ。そうたら、施工されたときに隣接者が立会いしてなかったら、以前にあったやつか、新たに設置したやつか、証拠がない。……。まずいな、私は思います。財産管理の点から言うとおかしいと思いますし、そういう施行では今後不安がある。先ほどの井戸の、取水地の関係。借地である以上、きちとその人に、ここからここまで借りてますということを示して、了解してもらったうえで、何平米ですから、いくらですというような、そういう明確なものを作って借りておくのが、今後のことにもかかってくるとおもいますよ。そのように思いますけど。

上下水道  
部長 今尾の議員さんおっしゃったように、井戸につきましては境界のことについては私自身、存じておりませんので、農地転用とあわせて調査させていただきたいです。第1浄水場でありますけども、敷地境界につきましては、立会いしてもらうようお願いしていきたいと思えます。

小野委員 20 p 開けてもらってるとおもうんですが、この中で、この今の上水安全対策事業に伴うについて、伺ったんですが、それに伴う工事の監理委託がね、随意契約。先ほど部長の話では、設計をした業者に監理委託をしてもらうのが、ベターであるし、随意契約もやむをえないかなと思うんですが、そうすれば第1浄水場整備工事の設計委託のときは何社に発注されての、入札だったのか。その点どうなんですかね。

( 暫時休憩、再開 )

小野委員 14 p ですかね。この中で、20 p は1000万以上の契約の内容なんですが。14 p いろんな事業というんですか、この中で随意契約というのどれぐらいあるんですか。全部入札と考えてよろしいんですか。

上水道課  
長補佐 14 p の分につきましては全部入札させていただいております。15 p 取水整備関係の工事請負費なんですが、これは取水井戸の・・・した業者に見積もりを「とって、随意契約をしておる分が何件かございます。56万とか、金額の低い額がそれにあたっております。

小野委員 そうしたら、委託費の中の目安ちないの取水井戸の水源調査業務委託、これも、随意契約なるの。

上水道課 これにつきましては入札させていただいております。

長補佐

浦野委員

16 pの真ん中、有収率93.9と報告受けたんですが、従いまして6.1%水が抜けてると。17 p①3段目、水道事業収益、(1)水道事業収益、7億9000万、減1.6%、こういう計算間違いかもしれませんが、4500万が、水道が抜けてると、税金が4500万補填してると、……。あのこれは先ほどおっしゃいました、200立方メートルが爆発したために、抜けてしまった。あるいは、どこかで水道泥棒されてるとか。あるいは地中の埋設管で漏水してるとか、いろいろことで考えられると思うんですけども、年々の経過を見ますと、13年度は、93.2、前前年度が……0.7%、……有収率があがってると、修復してるとことなんですけど、4500万といいますとかなりの税収が出てるとなりますので、住民とすればこの点もっと%をクリアできないのか、……漏水率下げられないのか、……、その点今までご努力の具合とか、こうこうしてるけども、どうしても上がらない点、苦勞話といえますか、ちょっとお聞きしたい思います。

町長

今浦野議員からご指摘の、平成13年、14年と出ておりますけども、以前平成12年、その前後ぐらいから、有収率は87.88ぐらいで、かなり有収率が悪いということで、漏水も関係あるから、一回前後関係について、漏水調査をいうことでやってきた。やってきた中で、漏れてたということも確定されまして、こういう形に有収率が上がってきた。ただ浦野議員おっしゃるように、有収率ろいうのは100%は不可能な話です。やっぱり、先ほど議員もおっしゃったように、配水管割れるとか、漏水しますし、あるいは消火栓から水をほかします、訓練でつかわれるとかございますから、93から94というのが、大体、ベターなぐらいと思っております。95に近づければ一番いいんですけども。今年も漏水の調査をしていますから、ある程度この有収率については、大体94前後、……、15年どういう形になるかわかりませんが、町としては……水を売れることが一番大事です

から、調査を今4年ぐらい前から、やっています。漏水調査を各地域ずつでやらしていただいて、全体有収率が上がってきたという状況にあるので。ただまああと、4500万ほど、損失については、おっしゃっていただくように、なんとかできるだけ、そういうことをなくすことが我々としては一番早い……。ただ小河川……。……。、……。、……。、できるだけ有収率を高めていくことが我々としては、進めてまいりたいと。だいたい95ぐらい、95までいくかいかへんかわかりませんが、その点努力dさせていただきたいと思います。

浦野委員 いろんな努力されておられるということわかりました。できるだけ%、有収率を上げていただきますよう、今後の努力をきたいします。先ほど、辰巳、マツダ監査委員、退席されましたけども、通常こういう事業年度がわりにあたりまして、決算報告などする場合は、14年度にこういう事業をしたので、それについては、こういうお金がいったとか、こういう問題点があったとかいう報告がまずなされて、次に会計監査報告があると思うんですが、逆さまですが。違うんですか。ちょっと新人なもんで。よく分かってないんですけど。その後いろんな事業報告いただいて、会計報告されて、会計監査は……。と、思うんですけど。

総務部長 一般的にそういった会なんかでも、浦野委員さんがいわれている方式を採られてます……。具体的な、その分についての監査報告……。、一応こういった大きな水道事業という大きな事業をやっておるなかで、監査というのは主要な、注目すべき……。、そういった面から報告していただいて、その認識の中で、審議をしていただくということになれば、質問をしていただけることも出てくるだろうということ、そういった関係でされていると私は認識しております。

浦野委員 と申しましたのは、理由は、今部長の報告ありましたんですけども、いろんな問題点を列挙したうえで、会計監査が14年度においてはこ



ういう監査をしたと、いうなかで、会計監査たるものはバランス感覚が必要かと思えます。その中で、本年度の事業報告の中で、いろんな問題点が指摘されたと、今後15年16年と将来に向かって水道決算が良好に行くように、どういう問題点が、こういう議員の方から出されたのか、会計監査役にも聞いてほしい、と僕は思うんですけど。退席されまして、また書面等で、こういう問題点が指摘されたというのが、会計監査役にも送られるとは思いますが。そういう意味で、ちょっと質問させてもらいました。

小野委員 消火栓で使っている水、これは当然……。消火栓を設置しようとした場合に、どういふかたち。まず水道管入ってるかどうかの問題があります。総務委員会で質問してもよかったんですが、この際、水道管を入れていくときに、消火栓というのは必ずついてきているものなのか。いやもう、先ほど、……。途中の分については消火栓、一切考えられない、そういうようなことになるのか、その点どうなのか。

上水道課 宅地造成につきましては、件数に応じた分で消防の方から、消火栓設置しなさいという協議がございまして、そのときは消火栓を宅地造成業者のほうで負担していただいて、消火栓の費用を負担していただきます。現在その消火栓がないところについては、消火栓も受けるころの、そちらの自治会のほうから総務課を通じまして、水道のほうに、工事が幾らになるという積算をさせてもらって、消火栓をつけさせていただきます。それにつきましては、自治会の方から全額、お金をいただいて、その分は水道工業者に支払いさせていただきます。そのあと自治会の方につきましては、総務課の方から、工事の負担金というんですか、助成させていただくという流れになっています。

小野委員 何軒か家があって、引込み線が細い。その奥で造成地、役場がやる場合は、もう1本新たに、引いて、その細い管やったら、そこから先

につないで、何十個という戸数やったら、これではちょっと無理やということで、もう1本新たに引いていかな、水量足らないと。そうした場合、引いた管のどこへ、宅造の中には消火栓を敷設しなければならない、そういう場合がある。途中で、それを利用して消火栓を敷設するということを義務付けられないのかなと、思ったんですが。それは自治会からそういう具合に総務へ要望があって、そのときに、その管では消火栓はつけられない。消火栓がつけられるのは、なんぼかの径以上決まっていますやろ。それより以下のものが入っていたら、そのときはどのように考えていくのですか。

上水道課 2点あると思うんですが、宅地造成が業者が入ってこられて、配水管が太くしなければいけない場合は、既設の配水管の口径よりも太い分に入れ替えをしてもらいます。その分の工事費については、宅地造成業者の負担になります。消火栓も負担になりますし。細い管に消火栓がつかない、50ミリ未満の管なんですけども。その分については、消火栓をつけてもらっても有効に活かされませんので、口径を大きくしていただくか、口径が75ミリ以上の配水管のあるところの近くに、そこに消火栓を設けていただくような協議はさせてもらっております。

議 長 目安の石綿管、水道、下水道の問題、私2回一般質問した・・・。  
石綿管の体質に悪いということは、出とるわけやね。そして、耐久年数、20年、ところが目安は簡易水道で引いて、町の上水道を送水しとる、借っとるわけやな。前々から言うとるわけや。ところが今対応年数が20年が、40何年ほどの、簡易水道が目安がもともとやられた。そのときに、下水道とともに工事をやったってくれと。いうことの要望があった。ところがその、今もいうように、下水道とともに、平成22年ですか。それまで出来ないと。なぜかという、なぜ一緒に埋設しないかというこの問題で、聞いたら、事業認可が取れてない、ということやね。石綿管の耐久の問題が変化でてくるというので、

お借りしてる中でね、前々から私、一般あれ、見といてもうたらいいと思うけど、その中で、22年目安の方にどういう説明、説明いきました、説明いきました、ということ聞いておるけども、得心させましたというとるけどね。工事2回せんなんわな。下水と上水道埋設とな。石綿管の交換や。それを今も言うように、体に悪いいうようなことで、万が一パンクしたとき、これどうすんの。せやから私早くね、こうこうで了解とって、やっていくことがひとつの問題点があるんじゃないのかなと。ただ目安の方にお問い合わせしたら、20年そんで結構です、一緒にやってくださいということで、了解得られたということ聞いておるんですけどね。こんなんよそでどうなんやろと思うんねけどね。その点でどうかな。先に埋設する方法考えられないかな。

上下水道  
部長

まず第1点にお答えしたいんですけども、人体への影響であります。ご心配いただいて、一般質問も過去何度か、していただいております。これにつきまして全国的に問題になった時期があるんですけども、アスベストの糸が切れてくると。溶解等による人体への影響については、日本水道協会の調査結果によりますと、特に問題がないという結果がでております。まず言わせていただいて、2点目の目安地域の石綿管であります。先ほど冒頭からいろいろ石綿管、斑鳩町に10キロ残っております。これを順次更新していくわけですけども、やはり、経費を考えると下水道工事とやった方が、大変、掘り方等1回で済むということで、目安の自治会についても、今年につきましても、4月2日にいかさせていただきます、これらについて、いろいろ議員さんからも、ご指摘あるんですけども、今現在、第1次認可区域245ヘクタールやっておりますけども、まずこれを先に整備させていただきます、次に事業認可の変更を打つ場合は、この245ヘクタールは、概ね8割程度の進捗でないと、変更、次追加ですわね、全体で400ヘクタールほどやっておりますけど、これを変更する場合については、8割程度下水道の変遷必要とありますんで、その後において目安地区についても、事業認可のエリアに入れてきて、この工事とともに石綿管を一

齊に更新させていただきたいと、いうことでご説明はさせていただいておりますので。その中では、そこにこられておる方については、これやったら仕方がないということにはなりました。

議 長

・・・なんかでたんと違うかな。結局そういうとりかたを、・・・自治会長されたらね・・・そういうまじめな、ご無理ご最もとだいうような方だと思う。辻部長の時には、町長はよ事業認可の手続き・・・、手続きはよしときや・・・・。・・・まあまあ、それだけの下水道課、平成何年か、供用開始まで、もう何年も地下に金潜ってとんねから。まだひとつもできてない。金浴びるほど吸つとんねから。そしたら、目安の、水道と下水道の埋設するときに、やはり、現時点で石綿管は目安の簡易水道の中を使わせてもうとるわけやな。町がやったんと、違うわけや。あれは現時点で。それに伴って町はいろいろ補償したからといううてね、・・・いろいろ契約は吉田町長とされた、それも私知っておるし。かえしたるというたら、それまでだけでも、やはり、・・・そういう面ね、アスベスト・・・でとるけども。延長をね、管網をしたときに、水道早く、石綿管を掘るときに、一度に工事できて、作業進んどいたら、なんぼ金かかる。計算して教えて。次に、今日はこれで帰つてもうとくけど。できたら、供用開始まで、事業認可まで、いいじゃない。そういうことであれば、先行ということで取り組み方も考えられると思いますので、そういうことも計算して次の議会に教えてください。

飯高委員

目安地区のことなんですけど。今石綿管で、・・・・・・聞いているんですけども、その前に目安地区内においては消火栓、ついてはおるんですけども、従来であれば75の単筒式の消火栓を設置される。・・・・。目安に中心部においては、50から60くらいの消火栓というよりも、散水栓みたいなかたちで・・・・。なにか有事の際には、あれで本当に消化できるのかと、不安に思ったときもありますし、ここだけじゃなしに、前に・・・回ったときにそういう声も聞きました。そういう

ことを考えますと、どうしても最低75の管が必要になってくると思いますし、あとになってそういうことがあったときに、やはり75ミリにしておけばよかったということが起こったときに、・・・思いますので、その辺・・・。

町 長

これは上田総代といろいろ相談する中で、斑鳩ブランチの・・・。  
その関係のときに、消火栓の関係も上田総代に言われまして、できるだけ町が用地等協力をさしていただいて、そういうことでやらしていただいた経緯がございます。当然飯高議員おっしゃるように、75が一番いいわけですが、やっぱり応急的なそういうことも、ひとつは大事やろうと思いますし、これも消火栓がすべて限りがある、すべて・・・、防火水槽等でも40トンか、50トン時間にして5、6分でだいたい終わりますから。ただ一時的なものとして、消火栓を設置するということで、私は出来るだけ上田総代、助役ともご相談申し上げて、・・・中で努力いたしていきたいと思います。いずれにいたしましても、これから、そういうとこ、斑鳩町にたくさんあるわけですから、以前からも自治会からそういう声も聞いています。・・・、75に変えようやないか。・・・金がかかりますから、自治会が負担する。これもやっぱり議会とご相談申し上げて、補助金も上乘せするのか、どうするのかということも議論せんと、50しか入ってないところ、・・・無理な話ですから。・・・自治会の負担を、業者がする場合は、業者が・・・から。それで終わってしまいますけども。やっぱり自治会・・・、そういうことについてはこれからも、相談をしながら、やっていきたい。石綿管については、我々としては十分心配はしてます。いずれにしても今守川議員おっしゃるように、下水道のようせいいうたって、事業認可をとっていなかったら、出来ないわけですから。出来るだけ今池田部長申し上げたように、243ヘクターの中で、そのことを第1に進めていく中で、8割が出来て、事業認可変更できるという状況であれば、はやく・・・、そういう努力をしてまいりたい。問題なのは、3月までに安堵町のポンプ場完成し

て、17年4月に供用開始を決めて、その中で我々としては出来るだけ事業の進捗を進めてきて、そういうことも考えながら、状況についても、非常に心配をおかけしています。また十分相談申し上げて、・・・。

木田委員 先ほども町長おっしゃてましてんけども、水道管の老朽化、この中で旧高安地区ありますはな、あそこはうちの前通って、富雄川越えて向こうに入ってると思いますねけど。新業平橋つくるときに、そこに水道管を取り付けるということで、ループ化をということだったんですけども、それも景観的に不細工と違うかということで、立ち消えになった経緯があると思いますが、その後のループ化については、全くやらないということになってるんですかな。それとも、どこかでもう旧の業平橋使うんか、新たにまたよその地域からループ化をしようと思っってはるんか。何かの事故があったら、1本しか行ってなかったら、あの集落自体が完全に断水になってしまいますわな、そうした場合に応急的な措置として、ループ化を言っておったと思いますねけど、その点について、今現在どういうふうになってんのか、高校の方からきてんのか、どうか、それもちょっと分かりませんが。それらについて、どうなってますか。

上水道課 当初、経過はきかさせてもらっております。景観の関係で、配水管をループ化を計画する中での、景観の分で多額の資金が、管を敷設する以上、倍以上かかるということで、断念をしたときいております。金額についてはちょっと覚えておりませんが。県の管ひとつでフォローしていくということには、まだなっておりませんが、フォローしていかなければならないと考えております。まだ計画はいつするかと考えておりませんが。

木田委員 特に災害発生時とかには、やはり水道とかいうのは一番ライフラインの中でも大切なことですのでね、今早急に出来ないということであっても、将来的には考えてあげてほしいなと、新業平橋につけるのが

難しかったということで、断念せんと、将来的に考えてあげてほしいなといことを、お願いしておきます。

( 午後 12 時 02 分休憩 )

( 午後 01 時 00 分再開 )

委員長

再開いたします。

午前に引き続き、質疑をお受けいたします。

木田委員

寺前部長のときからときいておりますが、三井の浄水場に置かれている 300 の管 100 本、あれはいかるがパークウェイに活用するというので、設計に出されてはんのかね今、まだそこまでいってないのかどうか私わかりませんが、活用方法について、多分そこへ入れるというように聞いてますが、100 本あるうち何本使うかわからないが、その処分方早急にやってほしいと何回も申しておりますが、今年度で舗装も入るといっているの、そこへ入れるのか、それについてどうですか。

上下水道  
部長

いかるがパークウェイに水道管敷設するというので、設計を発注いたしております。奈良国道工事事務所が舗装をされる前に工事をしたいと考えております。

木田委員

100 本と聞いているが、全部入れたら延長長くなりますわな。残りのあかんやつは廃棄処分するのか、それについてどう考えているのか。

上下水道  
部長

残りの分につきましては北側から法隆寺線がまいますので、残りの分でもどうしても使えない分については廃棄しますけれども、使える分については法隆寺線に、もう数年かかるとは思いますけど、入れていきたいと考えております。

木田委員 その管はもともともらったと聞いているが。服部へいく方の道へ入れるように思ってたやつで買わはったのかなと思っていたが、もらったと聞いてんけど、どっちですか。事業進めるために買ったが、ストップして何年も野積みになってるといふかたちなのか、実際その管をただでもらったのか、どちらですか。

上下水道  
部長 管自体は、無料でいただいたと聞いております。運送費については、水道部のほうで払ったと聞いております。

木田委員 その管はどこからいただいたのですか。100本もある管を、いくら輸送費だけやいうても、100本も300の。仮に今さらの買うとしたら、1本1万円や2万円を買われな思いますやんか、それを100本も、なんでもらえたのかな、疑問に思ふ点あんねけど。どういふ理由でもらわはったんですか。どこから。

上水道課  
長補佐 平成7年だと思ふんですけれども、濁水の関係で県営水道が仮設水道管として使われた管を処分するためにどうしたらいいかということで、斑鳩町のほうでそういう計画があるというのありまして、たまたまこちらのほうも使う予定もあるし、向こうも処分に困っておられるということがあって、輸送費だけを払って、こちらのほうに100本譲り受けたというふう聞いております。

木田委員 その管自体はまだ一遍も使ったことがないという管、それとも濁水対策で使ったという、管なんですか。

上水道課  
長補佐 濁水のとくに仮設管として県水のほうが使われたと聞いております。

木田委員 とにかく今ちゃんとしてくれはったんか知らんけど、破れたブルー



シート被せて、飛び散っているような状態、2年ほど前は。そういうのは風致地域ですから、ちゃんとして保管してもらって、使うんならちゃんと使ってもらえるように、ちゃんとやってもらいたいなど頼んでおきます。

委員長 他にございますか。

三木委員 先ほどの池田部長のほうの話の中で、水道管が老朽化しているというところで、石綿管からビニル管に移行している。石綿管が9キロ残ってる、そう書いてありますが。これだけ残っているんですけども、日本水道協会の発表によると人間には害がないというような発言でしたけど、実際に、一般的には害があるもんだという風に認識しているんですけども、害がないということについて、言い切ってしまうと住民の方々が不安が残るんじゃないのかなという気がするんですけど。何かデータの的なものございますか。

上下水道部長 今データ持っておりませんが、人体に影響ないということで、見解を得ておりますし、全国的にもそういう見解を出されております。ただ、石綿管、相当古くなってきておりますんで、有収率向上対策、今三木議員がおっしゃりましたように不安があると、害があると思っておられる方に対し、不安解消もありますし、老朽管の更新をやっておると理解していただきたい。

三木委員 不安を取るということについて、何か対策ございますか。それからあと9キロ残っているということですけども、9キロについてはどのぐらいの期間で後終わる予定ですか。

上下水道部長 町といたしましては、9キロどれくらいで終わるかということですが、限られた予算の中で、概ね平成26年度までには、ほぼ終わっていきたいと考えておりますけども、国とも協議した中で、補助金もと

って行って、変えていく計画で進めております。今申し上げられるのはそれだけです。不安解消をどのようにするということですが、町としては先ほどから何回も申し上げておりますように、人体に影響はないということで、そういう見解も、一般答弁でもさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

三木委員 26年度ということなんで、まだあと10年近くあるわけですので、不安はないというものの、速やかに老朽管を新しいものにビニル管に変えていただくことを望んで終わります。

飯田会員 管の石綿管、塩ビ、ダクということで、ほとんどがダクタイル使用されておる思うんですけどね。ダクタイルの中にもいろいろ種類がございまして、特に地震が起きた場合には耐震管というのがあるわけですが、町としては耐震管をどういう場所で、また口径に応じて、分からないですけど、また、橋のところに使うとか、いろいろ適用場所があると思うんですけど、そのへんお聞きしたい。

上水道課 耐震管について、新しい施設、浄水場とか、管と施設のところについては耐震構造するように考えております。それから今後の検討課題なんですけど、大口径、配水管の口径で500ミリ、400ミリ、300ミリぐらいの配水管については耐震管を逐次やっていく計画を、将来やっていく必要があるのではないかなど。またセメント石綿管もありますし、塩ビ管も経年管、実際セメント石綿管と同じように、老朽しております。その分の入れ替えもありますし、その分の事業費も多額にありますので、総合的に判断さしてもらって、計画的に入れ替えをしていかなければならないと思っております。

飯田会員 確かにそうなんですけども。管でダクタイルと、塩ビ管いわれましたけども、適用場所があると思うんです。ここでは塩ビ管がひつようやと。全部がダクタイルで統一するというのはではなくて。使用管種

の比較というのはされてるかどうかお聞きしたい。

上水道課長補佐　ほとんど更新させてもらっているのはダクタイル鑄鉄管で更新させてもらっておりますけども、ダクタイル鑄鉄管でありますとどうしても電食の関係がございます。鉄道敷きの近いところについては、塩ビ管を採用しているところもございます。だから実際耐震的にはダクタイル鑄鉄管を採用し、なおかつ電食の影響があるであろうところには塩ビ管の採用も考えていきたいと考えております。

飯田会員　使用管種の比較等で、経済的な面とか、今言われた関係とか、特に経済面での比較のことをよく見ていっていただいて今後よろしく願います。

浦野委員　先ほどの辰巳監査委員、意見書の9ページ、結びのところで、最後の4行に、前年度も付言しましたがとなっておりますけど、最後の2行、市町村の水道事業体の情報収集により対応した施策の検討の課題のひとつであろうと書いておられますけど、前年度この席におりませんでしたで、どういったことがいろいろ意見として、あるいは情報の中であったんでしょうかということでも聞かせていただけますか。

上下水道部長　ご質問を確認させていただいてよろしいでしょうか。前年度こういう意見があったから水道として、どう検討したかということですね。これにつきまして、前任者と引継ぎの仲にも、こう言われておったので、定例的に広域7町の部課長会議があるわけです。その中でもこういうことについて研究しようという提案はしたけども、その当時広域7町で合併研究会というのできまして、そこでも研究されるということで、その研究会のまとめをまとうということで、具体的に検討してなかったと聞いております。水道としては。

浦野委員　先輩議員さんもおられる中、いろいろと去年度の調度今時分に水道

決算中で、いろんな問題点とか、改良点とか出たと思うんですがそのへんもし先輩議員の中から、こんな意見もあったでとうことがあれば聞かしていただきたいんですが。

委員長 委員さんのご質問の趣旨がよく見えないんですが、

小野委員 浦野委員がおっしゃってるのは、ちょっと違うんじゃないかなと委員長が今おっしゃったのは。結局、意見書、前年度も同じように言うてるという、この部分捕まえて答弁はいただきました。部課長会議を開いたけども、あまりやってないという引継ぎしてると。これらのことも踏まえてね、前年度の意見書の中でどういうことで対応していったのか、聞いておられるんじゃないかなと、理事者側に。前年度にどういうあれが、そういう意見があって、それをどのように対応したかということ聞いて折られるんじゃないのかなと思うんです。委員の中で、わかるんかということも聞いてはんねやろけどね。委員長言うように一部見てもらわんなら、内容はわからん。だけど、この決算審査の中で、ずっと続いてますから、先ほど監査委員さん帰ってはんのどういうことやというてはったから、そのことも踏まえての話かな思います。私から聞きますけど、前年度にいろいろ意見書でいただいた意見。それに主だったもので、どういうことを対応されたかということえを、ちょっと・・・。

委員長 ちょっと漠然としてるからね。

小野委員 なぜこういう質問なって来るんかいうたら、決算審査の認定とか、監査受けてるときの意見書もらった時点でとか、そもぶつぶつと切れてしまってるような感じが受けるんです。大変失礼な言い方かもわからん。まして、課長も、部長も、代わっておられますは。補佐もひとり変わっておられる。だから水道の幹部、4人いてはって3人まで代わっておられるからね。審査させてもらってるなかで、見えるんで

すよ。だから引継ぎとか、認識をぜひとも、こういうときにしっかりと見てほしいし、浦野委員おっしゃってたのは、質問されたとおもうんです。監査委員さん居てないということで。この委員会での審議内容を監査委員さんわからへんだら、またうまいこといかへんの違うかなという心配もしてはったから、そうじゃないよ、こうこうやというて、そうしたらその中で、ぶつぶつと年度ごとに切れてしますんじゃないのか、そういう心配あるんです。だから、さっき引き継ぎ、しっかりしてはんのかということで聞かせてもうたら、そうでもなさそうやし。その点もつと色々な引継ぎがあったと思うんです。それら言ってもらえたら有難いと思うんやけど。そういうことも全然なかったのか。

上下水道  
部長

40以上の引継ぎが重要案件としてございました。その中に、監査に関する引継ぎと申しますか、それについては例えば去年の監査の中で言われておりました、契約する場合に、請求から30日以内に支払いしなさいよ、細かい分ですが、決算監査でありました。それについては年度途中で処理されておりました。木田議員からご質問ありました、古い管の処分についても、定期監査であって、こういうことで答弁しておるんで、この管の処分方についてはよろしくお願ひしたいと引き継いでおります。目安地区の給水日についても、例年通り、委員長のほうからご質問ありましたように、昭和50年代の前半に旧目安の分を引き継いでおりますので、それについても、毎年説明会に行つて、よろしく頼むという説明受けております。遊休地の問題、例えば白石畑の問題もございました。これについては町長答弁さしていただいきましたけども、これについても監査で指摘あったので、一応白石畑には行ったけども、どうしてもあの分だけではどうしても買うとなったときに、果して買ってまで、いかななものかと言われておるとか、言う具合に聞いております。その他、下水道とか引き継いだ件とか、引継ぎがございましたけども、特に監査の中での引き継ぎに記憶にあるのは、その契約の件でございました。それと合併については先ほど申

上げましたように、こういうことあったけども、ちょっとその広域7町で研究会ができましたので、その様子を見ていこうという具合になっておったことでございます。こういったものが主なものでございました。

小野委員 決算書の9ページで、現金および預金というところで、先ほど部長の説明の中で、低・・・対策については、・・・等といろいろ協議してるということで、具体的になんか対策しておられるのかどうか。簡単にでも。

上下水道部長 これにつきましては一般会計、土地開発公社、企業会計につきましては、同一内容といいますか、同一扱いになると伺っております。そうした中で、一般会計で貯金しているもの、水道で貯金しているものについては、相殺できると聞いております。土地開発公社で借り入れておって、例えば水道で貯金しておったら、それについても5,000万、5,000万やったら、相殺できますよと聞いております。

小野委員 聞いておりますと、そのように処理しているでよろしいですね。意見書の8ページのところ。給水収益が、真ん中結びのところなんですが、・・・であるならば、と損益分岐点にはこうかいてある。それから、当年度と同額の給水収益があるとなれば、679万8,000円の利益の計上が可能となる、こういう文書と結びのほうの、9ページ具体的には、一番上段の方で、企業債の償還、フリーキャッシュを超えるため、ということで、15年度から22年にわたって、資金不足になると、それを給水収益で補うならば、平均6,2%の利用料金の値上げが必要となろうと、こういう見解で、監査委員さんは出して折られるんですが。先ほどからも、町長は県水の値上げがあるまでは、なんとかがんばって行くねんと、話をしておられるんですが、その値上げの時期というんか、あまり待ってるんじゃないんですが、どうしても監査委員さんの意見だったら、値上げせざるを得ないと思うんで

す。町長はできるだけ値上げは向こうへ延ばしていく、県水が値上げするまではとひと言言ってはるから。そこまでがんばるんだと。県水比率をできるだけ下げていくように、今投資もしておられる。正直なところどうなんですか。以前は10年ですか、それから5年経ってますし。県水の値上げて言うのはいつ打ち出されるのか、もう先そうないと思いますけど。祖pの点で見込みどうなんですか。

町長 斑鳩町の場合、見ますと、必ずしも県下的に安い水道料金ではない。中の以上の段階を示していますから。誰しも議会も理事者側も、監査委員さんおっしゃるように6.2%の利用料金の値上げということはしたくない。値上げの根拠はですね、やっぱり皆さん方に問うときに、こだけ水道料金、まだ値上げすんのかということになってまいりますので、私は冗費節減をしながら、ある程度ましか。県水もなかなか145円の料金で、年内の・・・段階ではしばらくは値上げをしないと思うんです。145円から次ぎやるとなったら160円ぐらいになりますから。これ上がったらかなり厳しいというのか、県水100%依存のところは当然買わないかん。県水依存でないところは、できるだけ自己水でいこということになってくると思います。そうなってくると、県と市町村の関係が、これだけ斑鳩ブランチ、いろんな関係で投資をしながら、平群、三郷造りながら、やっていますけども。そういうこと考えますと、何とかできるとこまで、辛抱するところは辛抱する、明らかに監査委員さんおっしゃっているように6.2%の利用料金の値上げということもおっしゃている。それを無視するとは、監査指摘してのどやと、いうことになってきますけども、できるだけ伸ばしてまいりたいという気持ちで、職員も1名でも減さして、できるだけなんとかしていきたいということで、がんばりたいと思います。

小野委員 いろいろ洗濯機云々とか、少子化ということも確かに影響していると思うんですが、一番大きいのは企業向けの手数料の後退等が一番響いてるのかなとも思っています。これについてはなかなか不景気で、

景気が向上しないし、経営ですか、監査委員さんが見込んでられる、22年度にわたる減少というの、もっと早いんじゃないかなと思ったりもする。なんとか皆さんの努力で1年でも遅くなるように思っています。

木田委員 前々から指摘しております、受水槽ですね、これについては外気に触れるということで、いろんな雑菌が入っておかしくなるのではないかなという心配があって指摘しておりますが、焼却場の屋根の上に乗っている、10トンぐらいの受水槽だと思うんですが、焼却場だけに使っているのか。老人憩いの家のほうの飲料水および風呂の水として使っているのか。それはいつ、毎年1回ずつ清掃をしているのか。どこがしているのか。それらについて公共施設の中で、一番目につくのはあそこしかないんですが、学校とかはやっていると今まで聞かせてもらっているが、焼却場の受水槽、10トンといたら、老人憩いの家のほうにも使用しているのではないかなということで。今わからなかったら、また調査して。焼却場の煙もまともに、東風なら影響も少ないかなと。憩いの家で飲料水としても利用しているとなれば、受水槽自体が完全密封になっているものと違うので。空気取り入れるところあるから、そういうところから紛れ込んできたら、という危惧がありますので。

上下水道  
部長 今のご質問についての使用方法について承知しておらないので答弁できませんが、条例改正あって10トン未満になっておるんです。10トン以上は今まで保険所で検査ありまして、10トン未満で水質検査もやっておらなかったの、今年度からこれについても検査するようになりましたので、水質は保たれると思います。検査だけの答弁にさせていただきます。

木田委員 公共施設として毎日利用してはるものだから、安全面についても確認してほしいなあと。



委員長 部長のほうで法改正あってタンクの件については私もそういう箇所何箇所あるのか、前に質問させていただいて、答えていただいた経過もありますし、その後のこともありますし、委員さんお聞きのようにその受水槽で、東憩いの家の水を全部まかなっておられるのか、どうかの問題もありますので、ちょっと系統的に調査のほうしておいていただくということよろしいですか。

( 了 承 )

委員長 他にございませんか。

委員長 ないようでしたら、私のほうから以前の水道決算のときに、申し上げたかと思うんですが、これまで町の広報に斑鳩町の水質検査の結果を載せていただいていたのが、全く載らなくなったんです。それで、飲む水、ほんとに大事な水の検査の結果ですので、なぜそのように広報から削除されてしまったのか、そしてどうお知らせしているのかという質問をさせていただきましたら、庁舎に貼ってますと、水道部のほうでも、いつ来てもらっても見てもらえますと。広報は紙面の関係上削除させてもらったと、載せるものがたくさんあるからと、いうようなお答えだったんですが、今後検討してほしいということで私もお願いしてきた経過がある。今回水道決算するに当たりまして、そういう問題についても、より住民に、広く水道事業に関して、住民の理解を得ようという姿勢が、私から見ると感じられないわけなんです。政令指定都市とか、大きいところもありますけど、隣の郡山市さんなんか、水道のしおりみたいなかたちで、広報出しておられます。斑鳩町が単独でそういう、また新たに経費使って、いうのは大変なのかもわからないんですけど、これから公共下水道のほうも始まっていくと、そうしましたら、公共下水道にしても、水道事業にしても、会計の問題であったり、住民の方に使用上の注意であったり、どういうふうに

事業やってるとか、いろんな啓発して、ご理解いただいて、先ほどからでてました料金の問題。料金を改定するといったときでも、住民から、それやったらしゃあないな、というふうな納得をしてもらえりょうな情報提供を心がけるといような姿勢が大事なんではないか。ところが斑鳩町はどんどん切っていくって、水質検査の結果も、いっつも載せてくれへんというふうな状態になってたことを指摘もしながら、これまでもお願いしといて、じっと見てるんですけど、やっぱりなかなか前へ向いてないなあと、どんどん後退していったるなあというふうにするんですが。ここらへん公共下水のほうと併せてでも、そういう広報的なもの発行できないか、簡単なものでも発行独自に上下水道部として発行できないか。それともたいそうやと、できないということであれば、町の広報使っても、住民の皆さんに。今そういう環境の問題であったり、意識が非常に高くなってきてますから、水質検査の結果も、きちっと見ていただくべきではないかと思うんですが、そのところについてお考えを聞いておきたいと思うんですが。

上下水道  
部長

ただいまのご質問でありますけども、今委員長の言われたとおりの経過を辿っております。こうした中で前回の水道法の改正の中で、改正がされておまして、特に利用者への情報提供の推進という項目が、水道法の中に明記されております。水質やコストに関する情報の提供を水道事業者の責務と位置づけられました。それを受けまして町としても、それを十分踏まえた中で、今年度から広報をしていきたいと思っております。特に今般は決算の結果、認定いただきましたら、8月広報に例年決算が載っておりますけども、その中にこの決算の報告を拡充いたしまして、水質を載せていって、今委員長からご質問あった件も念頭に置きながら、広報を作っていくたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。パンフレットの作成ですが、これにつきましては広報いろんな特集を組んでおります。介護保険、男女共同参画社会、環境問題、こういった具合で広報の中で特集的なものを組んで、折に触れて周知していきたいと思ひますので、

よろしく申し上げます。

委員長

大切な問題ですし、ましてや今部長がおっしゃられたように水道法の改正から、そういうかたちで明記をされてきているなかで、今後さらに努力をしていただきたいということ、昨年からずっと私言っていたことなんで、今後新しく4月から部長になりました池田部長の今のご答弁に期待を掛けておきたいというふうに思います。

あと細かい点教えていただきたいと思うんですが、先ほどから県水の責任水量制の問題で話したんですが、秋に1回県と協議するという話だったんですが、この責任水量制ということは水量を契約するんですけども、それは年間にいくらという、契約の中では1月はいくら、2月はいくらというような細かい計画の数字に基づいて、合計で年間いくらってされているのか、それとも月々ぐらいでやって、あと調整がつくのか、変更というんですか、もう全く1年間は絶対に変更がつかない、調整がつかないというものであるのか、この契約の状況について教えていただきたいと思います。

町長

これも先ほどの質問の中で申し上げましたように、平成13年はですね、243万トンと県からということで。私は県と言い合いをしながら、喧嘩をしながらですね、233万トンに下げてきたわけです。というのは1年単位じゃないです。5年間ほどの推移を県はあげてるわけです。その中で、この秋に、ひとつ斑鳩町としては、もううちかて大変やと、水位見たらこんなもんやということで、10万トン減らしたと。そしてまた14年度については、233万を228万、5万トンを減らしたということでございます。なかなか県は渋るわけです。もう斑鳩町とはやっぱり、こうして契約してる。県下ですべて県下、契約してますからね。上牧とかそら、100%の県水を依存しているところはそれでよろしいですけども、自己水と県水の絡みのところは、やっぱり自己水をあげたら、県水は減るわけですから。そういう努力をするということは。しかし県水はもう一応トータル的にしとかんと、

自分とこの持ってる水を売らなかったら、自分とこも大変なんですから。かなりの投資をやってますから。その中でなおかつ町としてはもう、来年度ひとつ5万でも10万でも下げてくれと。私は強引に言うわけです。担当課としても、県もここまで下げてこられたら、やっぱり・・・いきまへんなというところで、一応合意点を見つけるということで。平成15年度についても恐らく、そういう点で何トンかは減ってると思いますけれども、そういう契約をさしていただいでですね、何も今年はこんだけですよと言うじゃなしに、一応平成10何年まで、かいとるわけです。県は。斑鳩町に対してはこんだけずつ。あるいは三郷町に対してはこんだけのものということで。その中で、町としては自己水があるということで、できるだけ以前からもそういう決算委員会の中でも言うてるようにですね、自己水を増やしたほうが、当然単価が下がるということで、できるだけ節約しようということで、努力してます。里川議員ご指摘のように、毎月ということは不可能な話で、全体グロスとして、なんぼ、ということでございます。

委員長

大体そうしたら5年間ぐらいをスパンとして、大体の目安として協議する中で、1年ずつ契約をしていっていただいているというふうに、認識をさせていただいております。

私非常に興味があったのが、第1浄水場ができましたね。高度浄水処理施設に関しまして、補助金とかいろいろ、決算書の中に書いてあるんですけど、直接国からの補助金が事業費のどの程度でるとか、企業債、起債に対して交付税の措置があるようなかたちの起債になっているのかとか、そのへんがいろいろ見てるなかで、6億何ぼで、大体、本当に町が単独で持ち出しするのが何ぼなんかな、というのが私、見さしてもうてる中で自分でちょっと理解ができなかったの。そこら引っかかってたというのか、どの程度水道会計独自にお金出さないといけない割合はどの程度になるのか、ちょっと気になってたんで、大体でいいんですけど。

それと生物ろ過することによって薬品なんかの使用量が減ると思う

んですけど、これまで薬品で使っていた事業費ですね、薬品の予算、お金、ここと、それは減るけれども、今度メンテとか、そんな分で、生物ろ過になってから、その辺の増減の状況というんですか。今後そういう事業見ていく中の認識としては、どの程度のもんなのか、というのをお聞きしたと思います。

上水道課 薬品につきましては、高度浄水することによって、ポリ塩化アルミニウム、この薬品が不要になります。その分についての薬品費は減額になります。次亜塩素酸ソーダ、これについても使用量が極端に、今月当たり500リッターくらいの供給で済みます。今まで1トン以上買ってあったのが、それくらい、半分以下でなりますんで、その薬品費の分が浮きます。あと動力費関係が、電気代なんですけども、原水に含まれる硫化水素臭、および鉄、マンガンの処理をするために必要な空気を入れるために曝気をしております。その動力費が計算上は今までの急速ろ過方式の分と大差ないという結果がでております。だから薬品費だけがへる見込みで、維持管理費につきましては生物接触ろ過池にありますアンストラサイト、および活性炭ろ過池にあります活性炭の補充の分が、約3年後ぐらいの分の計算で、一応予算どり、3年ぐらいすれば補充していかなければならないという形のぶんで考えております。

委員長 他ございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

とりまとめのため暫時休憩をいたします。

( 休 憩 )

委員長 再開します。

お諮りいたします。認定第2号 平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について当委員会として認定すべきものと決することにご

異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって認定第2号、平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

委員長 続きまして、報告第12号、平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてを議題と致します。  
理事者の説明を求めます。

上下水道 報告第12号、平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書  
部長 の報告について、ご説明申し上げます。  
まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

上下水道 それでは、2枚目によりまして、ご説明いたします。  
部長 その前に、この継続費清算報告書の報告であります。本決算特別委員会の打合せにおいて、委員長より、継続費の説明をお願いしたいとの要請がありましたので、ご説明いたします。

市町村の会計は、基本的には、単年度予算で執行いたしております。しかしながら、その事業内容により、やむを得ず数年間で事業を行なう場合があります。

この場合には、その経費に係る総額、及び年度割額を当初予算の内容として、議会で議決いただき、執行することとなります。

その後、この継続費にかかる事業が完了した場合には、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、水道事業管理者は、決算書の書類とあわせて、町長に提出し、町長は、決算書の書類とあわ

せて、議会に報告することとされております。

今申し上げました条文が、1枚目の議案に書いております、根拠規定であります。

それでは、2枚目をお願いいたします。

この継続事業は、第1浄水場の整備にかかるものであります。

事業実施は、平成13年度、14年度の2ヶ年事業により実施いたしました。1款、資本的支出、1項、建設改良費、事業名、第5次拡張変更事業であります。

次に、年度割の全体計画、実績、及び財源内訳につきましては、全体計画は、平成13年度は、1億6,144万3千円、平成14年度は、5億2,855万7千円の合計、6億9千万円であります。その財源内訳につきましては、ご参照ください。

次に、実績であります。平成13年度支出済額、1億6,144万3千円、平成14年度は4億9,449万2千円の、合計6億5,593万5千円あります。全体計画との比較では、3,406万5千円の減額となりました。

次に、支出済額の財源内訳であります。2ヶ年度合計であります。国県支出金は9,565万8千円で、全額国の補助金であります。企業債1億8,120万円、出資金、これは町一般会計からのものであります。2億2,680万円、建設改良積立金取り崩し額、1億5,000万円、残りを損益勘定留保資金227万7千円あります。

平成15年6月3日提出 斑鳩町長 小城 利重

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ原案通り御承認賜わりますよう、お願い申し上げます。

委員長 報告が終わりました。本件について質疑をお受け致します。

小野委員 建設改良積立金について、これ何年作ったんかな、・・・毎年なるとかいうの、・・・。

上下水道 平成10年に1億5千万を積み立てたものということでございま

部長 す。

小野委員 単年度に。平成10年に積み立てて、そのまま積み立ててあったというだけで、そのまま全額取り崩したんやな、今回。今見てたら金利もなにもない、そんなどこはいったん。

上下水道 単年度ごとに収入の方に利息だけを入れております。

部長

小野委員 それと出資金の方なんですけど、13年度は50%、14年度は45%というのはこれは何か理由があるんですか。同じ%違うというのは。

上下水道 国の地方交付税の算出の中で、いろいろ変えてきております。その

部長 中の一環として措置されております。

小野委員 こちらで13年度50%やったらあかんのかということ、言われな

いということによろしいですか。

上下水道 はいそうです。

部長

委員長 委員皆さんのほうから、何でも結構です。ご質疑がございましたら、

どうぞ。

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第12号、平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告については、当委員会として了承すべきものと決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって報告第12号、平成14年度斑鳩町水



道事業会計継続費精算報告書の報告については、当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

委員長       これで本日の審査案件、全て終了いたしました。  
                  本日の審査結果の報告については、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長       ありがとうございます。それではそのように取り計らってまいります。  
                  それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

（ 町長あいさつ ）

委員長       さる、6月3日の定例会本会議から付託を受けました議案についての審議は総て終了いたしました。  
                  皆さんには早朝から、慎重審議をいただきどうもありがとうございました。  
                  これをもって、水道決算審査特別委員会を閉会いたします。  
                  (午後1時57分)